Japan Mobility Show 2027

規程
REGULATIONS

会　期：2027年10月28日（木）-11月7日（日）
Dates：Oct. 28 (Thu.)—Nov. 7(Sun.), 2027

会　場：東京ビッグサイト
Venue：Tokyo Big Sight

目　次

CONTENTS

1. 開催要綱 …… P1～4

1－1　開催要綱
1－2　個人情報の取り扱いについて
1－3　日程表（予定）
1－4　お問合せ先

2. 出展にあたって …… P5～12

2－1　出展者の資格
2－2　出展料
2－3　出展申込、出展料精算
2－4　その他の出展
2－5　小間の割当
2－6　出展物の条件
2－7　出展物の販売契約
2－8　模倣品・偽造品の展示などの禁止
2－9　ショー会場および小間の展示・装飾
2－10　諸経費の負担と精算
2－11　来場者の保護並びに出展物の保全・維持管理
2－12　会期および開場時間の変更
2－13　開催の中止および開催内容の変更
2－14　出展者ニュース
2－15　入場券・入門証
2－16　提出書類一覧
2－17　諸経費一覧

3. 乗用車、商用車、二輪車、車体部門に関する規程 …… P13～15

3－1　展示構成
3－2　施設物の制限（床および通路）
3－3　スペックボードの表示
3－4　小間設計図の提出

4. 部品・機械器具、モビリティ関連部門に関する規程 …… P16～17

4－1　展示構成
4－2　施設物の制限
4－3　部品・機械器具、モビリティ関連部門　基礎小間図

5. 搬入搬出 …… P18～20

5－1　搬入搬出
5－2　保税貨物の展示
5－3　廃棄物の処理

6. 施工 …… P21～37
6－1　東京ビッグサイト施設諸元
6－2　展示ホール建物に係わる工作
6－3　床面工事（アンカーボルトの使用）
6－4　重量物の展示
6－5　天井構造物
6－6　二階建施設
6－7　天井吊下げ施工
6－8　消防上の規定

7. 設備 …… P38～40
7－1　電気
7－2　給排水
7－3　臨時通信設備
7－4　出展者用控室

8. 小間の運営・演出 …… P41～44
8－1　実演・演出
8－2　音響設備の運用
8－3　小間内勤務者
8－4　調査・アンケート
8－5　物品の配布
8－6　飲食物
8－7　出展者の自社小間内での物品販売
8－8　撮影（取材対応を含む）・配信などに関する留意事項
8－9　プレスブリーフィング

9. 規程の違反、解釈の疑義 ……P45

10. 備考 …… P46～49
10－1　一般社団法人　日本自動車工業会の概要
10－2　東京モーターショーおよびJapan Mobility Showの記録
10－3　東京ビッグサイト館内案内
10－4　会場周辺マップ

1．開催要綱

1－1　開催要綱

1）名　称
Japan Mobility Show 2027

2）主　催
一般社団法人　日本自動車工業会（JAMA）

3）共　催
調整中

4）総　裁
瑤子女王殿下

5）会　長
佐藤　恒治（一般社団法人　日本自動車工業会　会長）

6）会　期・開場時間
会期　2027年10月28日（木）～11月7日（日）
開場時間

⑴プレスデー（1日目）	10月27日（水）	8時00分～18時00分
〃　（2日目）	10月28日（木）	8時00分～13時00分
⑵オフィシャルデー（オープニングセレモニーなど招待者）	10月28日（木）	13時30分～18時00分
⑶特別招待日／障がい者手帳をお持ちの方の特別見学日	10月29日（金）	9時00分～19時00分
⑷一般公開日（月～土曜日、祝日）	10月29日（金）	13時30分～19時00分
	10月30日（土）	※9時00分～19時00分
	10月31日（日）	※9時00分～18時00分
	11月1日（月）	10時00分～19時00分
	11月2日（火）	10時00分～19時00分
	11月3日（水・祝）	※9時00分～19時00分
	11月4日（木）	10時00分～19時00分
	11月5日（金）	10時00分～19時00分
	11月6日（土）	※9時00分～19時00分
	11月7日（日）	※9時00分～18時00分

（開場時間は止むを得ない場合は変更し、場合により入場を制限することがあります。）
※一般公開日の土日祝日9時00分～10時00分の時間帯は、ご入場可能な特別チケット（アーリーエントリー）をお持ちの方のみ入場可。

7）入場料
調整中

8）会　場
東京ビッグサイト

＜開催要綱の変更＞
この開催要綱は変更することがあります。
変更された内容は、出展者ニュースその他の方法で通知いたします。

1－2　個人情報の取り扱いについて

Japan Mobility Show 2027（以下「本ショー」といいます。）の主催者である、一般社団法人　日本自動車工業会（以下「事務局」といいます。）は、個人情報取得に際し、適法かつ公正な手段によって行うものとします。出展のお申込み、および各種申請などで取得した個人情報は、当会主催の本ショーの運営および各種業務を円滑に行う目的に限定し、事務局および事務局関係者（業務委託先含む）が共同使用いたします。（管理責任者：事務局、所在地：東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館、副会長・専務理事：松永明）取得した個人情報は、法令の定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、事務局および事務局関係者以外の第三者に提供いたしません。また、業務委託先には個人情報を厳密に管理するよう義務付けます。

1－3　日程表（予定）

内　容	日　程		
	期　日		時間
出展募集開始	2026年	11月19日（木）	－
出展募集説明会		11月27日（金）	－
出展申込締切日	2027年	1月29日（金）	－
小間割決定通知 （乗用車、商用車、二輪車、車体（屋内）部門）		4月下旬	－
小間割決定通知 （部品・機械器具、モビリティ関連部門）		5月下旬	－
各種お申込のご案内 （出展者ニュース）		7月中旬	－
各種提出締切日①　【出展者専用ページ】 －保税貨物明細、出展者用控室		8月2日（月）	－
各種提出締切日②　【出展者専用ページ】 －小間設計図、電気、給水、他		9月1日（水）	－
各種提出締切日③　【出展者専用ページ】 －臨時通信設備使用申込、アンカーボルト使用届、他		9月27日（月）	－

【天井吊り事前施工】＊	2027年	10月20日（水）	6:00～12:00
【搬入期間】＊ 乗用車、商用車、二輪車、車体（屋内）部門		10月20日(水)～10月26日(火)	10月20日（水）12:00～ 10月26日（火）18:00
【搬入期間】＊ 部品・機械器具、モビリティ関連部門（10小間以上出展者）		10月23日(土)～10月26日(火)	10月23日（土)8:00～ 10月26日（火)18:00
【搬入期間】＊ 車体（屋外）、 部品・機械器具、 モビリティ関連部門 （10小間未満出展者）、その他		10月24日(日)～10月26日(火)	10月24日（日）8:00～ 10月26日（火）18:00
【プレスデー】		10月27日(水)～10月28日(木)	10月27日（水）8:00～18:00 10月28日（木）8:00～13:00
【オフィシャルデー】		10月28日（木）	13:30～18:00
【特別招待日／障がい者手帳をお持ちの方の特別見学日】		10月29日（金）	9:00～19:00
【一般公開日】		10月29日（金）～11月7日（日） <10日間>	水・祝、土　9:00～19:00 月・火・木・金10:00～19:00 ※10月29日(金)のみ 13:30～19:00 日　9:00～18:00
【搬出期間】＊ 車体(屋外)部門		11月7日（日）	18:00～23:00
【優先搬出時間(展示車両)】＊		11月7日（日）	19:00～20:00
【搬出期間】＊ 乗用車、商用車、二輪車、車体（屋内）部門		11月7日（日）～11月10日（水）	11月7日（日）20:00～ 11月10日（水）17:00
【搬出期間】＊ 部品・機械器具、モビリティ関連部門、その他		11月7日（日）～11月8日（月）	11月7日（日）20:00～ 11月8日（月）18:00

＊計画搬入出（「5-1 搬入搬出」参照」）により、搬入・搬出などの開始時刻は記載の時間どおりにならない場合があります。

1－4　お問合せ先

内　容	会　社　名	住　所・連　絡　先
出　展　申　込	一般社団法人日本自動車工業会 次世代モビリティ領域 ショー担当	〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30　日本自動車会館 TEL 03（5405）6127，FAX 03（5405）6136 https://www.japan-mobility-show.com/app/contact/
報　道　発　表 プ　レ　ス ブリーフィング	一般社団法人日本自動車工業会 総合政策領域 広報担当	〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30　日本自動車会館 TEL 03（5405）6119，FAX 03（5405）6136 https://www.japan-mobility-show.com/app/contact/
規　　程 施　　工 消　　防 運　　営	Japan Mobility Show 2027 東京ビッグサイト事務局 （㈱東京ビッグサイト）	〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1 TEL 03（5530）1369，FAX 03（5530）1222 E-Mail：jms@tokyo-bigsight.co.jp 受付時間：平日9:00～17:00
保　税　展　示	㈱石川組　国際部	〒140-0011 東京都品川区東大井4-14-2 TEL 03（3474）8102，FAX 03（5460）9841 E-mail：igl-exhi@ishikawa-gumi.co.jp k_mochizuki@ishikawa-gumi.co.jp
清　　掃 廃 棄 物 処 理	㈱ビッグサイトサービス	〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1 TEL 03（5530）1290（清掃第一課） E-mail：bss-koma@bigsight-services.com 受付時間：平日9:00～17:00
臨 時 通 信 設 備	㈱ビッグサイトサービス 通信回線サービス担当	〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1 TEL 03（5530）1107 E-mail：tsushin@tokyo-bigsight.co.jp 受付時間：平日9:00～18:00
小 間 内 で の 食品の取り扱い	江東区保健所	〒135-0016 東京都江東区東陽2-1-1 TEL 03（3647）5882（生活衛生課） FAX 03（3615）7171
防　災　性　能 確　認　試　験	公益財団法人 日本防炎協会 技術部	〒103-0022 東京都中央区日本橋室町4-1-5　共同ビル9F TEL 03（3246）0624，FAX 03（3271）1692 受付時間：平日9:00～17:00
A型ワイヤレスマイク 運用調整	一般社団法人 特定ラジオマイク運用調整機構	〒171-0021 東京都豊島区西池袋3-1-15 西池袋TSビル8階 TEL 03（5273）9806，FAX 03（5273）9808 受付時間：平日10:00～18:00

2. 出展にあたって

2－1 出展者の資格

本ショーは、次の資格を有し、事務局の認めた者のみ出展することができます。なお出展物の条件については【2-6 出展物の条件】をご確認ください。

1）乗用車、商用車、二輪車部門
- 当該国の自動車工業会の正会員（2027年1月29日（金）現在）である製造業者
- 日本自動車輸入組合の組合員（2027年1月29日（金）現在）（上記の製造業者から出展申込みがない場合）
- 国土交通省の型式指定を受けた製品の製造業者

2）車体部門
- 一般社団法人日本自動車車体工業会の正会員（2027年1月29日（金）現在）および同団体の推薦する製造業者
- 当該国の車体工業会の正会員である製造業者

3）部品・機械器具部門
- 一般社団法人日本自動車部品工業会・一般社団法人日本自動車機械器具工業会の正会員（2027年1月29日（金）現在）
- 上記以外の自動車部品・機械器具・関連商品の製造業者およびその団体

4）モビリティ関連部門
- モビリティの製造・販売業者、コンセプトモデルやカスタマイズモデルなどのデザイン、設計、開発する制作会社および団体
- モビリティ社会を構成する製品、システム、周辺機器、素材、技術、サービスなどを取り扱う企業および団体
- 事務局が当部門として認める企業、団体

5）破産・民事再生法または会社更生法の手続き中である者、または金融機関から当座取引停止処分を受けている者の出展はできません。また、事務局が上記に等しいと認めた場合も同様とします。

6）暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋など（総称して「反社会的勢力」という。）の出展はできません。

※代理者（事務局の認めた団体を含む）を通して申込む場合には、事務局は代理者を通じて連絡を行い、代理者は全てに対し責任を負うものとします。

2－2 出展料

出展料は出展部門ごとに下表のとおりとします。なお、出展料は全て日本円でお支払いください。

出　展　部　門	単　位	金額（消費税込）	備　考
（A）乗用車、（B）商用車、（C）二輪車、（D-1）車体（屋内）	1㎡	36,850円	
（D-2）車体（屋外）		11,660円	
（E-1）部品・機械器具	1小間＝約9㎡（2.97m×2.97m）	435,600円	申込小間数は偶数単位とします。（最低申込小間数は2小間）
（E-2）　〃		525,800円	
（F-1）モビリティ関連		435,600円	
（F-2）　〃		525,800円	

※E-1・F-1：一般社団法人日本自動車部品工業会または、一般社団法人日本自動車機械器具工業会の正会員
E-2・F-2：上記団体準会員および賛助会員、非会員

なお、ショー終了後、収支差が生じた場合は、一般社団法人日本自動車工業会の出展会員による実費精算とします。

2－3 出展申込、出展料精算

1）出展申込

出展申込みは本規程の記載事項を了承の上、本ショーオフィシャルWEBサイトの出展申込フォームにアクセスし、必要事項を入力するとともに、出展申込書に社印を捺印の上、2027年1月29日（金）までにアップロードにて出展申込書を提出してください（FAX・郵送不可）。事務局が出展申込書を受領後、出展申込金（申込面積の50%相当額（消費税込）の請求書を発行しますので、請求書に記載された金額を支払期日までに精算してください。

※新規出展者*につきましては、出展申込金が申込面積100%相当額（消費税込）となります。支払期日までに精算いただき、入金の確認をもって、申込み完了とします。

*前回のJapan Mobility Show 2025への出展実績のない者

⑴部品・機械器具部門、モビリティ関連部門における申込小間数は偶数単位とします（最低申込小間数は2小間）。ただし、共同出展の場合は合計小間数が偶数単位であれば、一社1小間から申込むことができます。

⑵申込金の領収書は希望により、入金確認後発行します。

⑶申込金は申込面積取得の保証にはなりません。

⑷申込金は小間割決定後、出展料に算入しますが、申込状況によっては希望面積を取得できない場合や、面積が全く取得できない場合もあります。決定面積に応じて過払いが生じた際は差額を精算します（ただし、利息はつけません）。
⑸共同出展や隣接配置を希望する場合は、その対象となる出展者名を出展申込フォームに入力してください。同一部門の両者から同意がある場合、可能な範囲で希望を考慮した小間割を行います。ただし、出展申込締切日を過ぎてからの申出は、一切お受けできません。
⑹事務局は、申込み受付の保留、拒絶、面積の制限をしてもその理由を示しません。
⑺担当者の連絡先などが変更になる場合は必ず事務局に提出してください。

2）出展料の精算

小間割決定後、決定小間面積に応じた出展料（消費税込）から、申込金を差し引いた額の請求書を発行しますので、請求書に記載された支払期日までに精算してください。出展申込者はこれにより小間使用の権利を取得します。

3）出展の取消しなど

⑴出展申込を取消す、もしくは出展申込面積を削減する場合は、事務局に事前連絡の上、「出展申込取消・削減書（書式任意、理由を明記のこと）」を提出してください。
⑵事務局は次に該当する出展者に対し、出展申込の受領または小間決定の前後に関わらず、出展を取消し、または出展面積を削減する場合があります。この場合、事務局は当該出展者に対し、「出展取消・削減通知書」の発送を以て通知します。
①請求書に記載された支払期日までに、出展料を精算しない場合
②搬入期間最終日の2027年10月26日（火）0：00までに小間の使用を開始しない場合
③出展申込み後に2－1－5）項または2－1－6）項に該当することが判明した場合
④出展者が本規程に違反した場合
⑤来場者や他の出展者などへ悪影響を及ぼすと事務局が判断した場合
⑥9.「規程の違反、解釈の疑義」に該当し、改善が見込まれないと事務局が判断した場合
⑦その他、事務局が不適当と判断した場合
⑶出展の取消しまたは削減（以下「取消しなど」といいます。）を行い、もしくは行われた取消された出展者に対する出展取消料などの扱いは以下のとおりとします。
①出展の取消しなどを行い・削減、もしくは行われた取消された出展者（出展代理者を含む）は、下記に定める出展取消料を事務局に直ちに支払うものとします。なお、既納の出展申込金および出展料は、出展取消料の一部として算入後、過払いが生じた際は差額を精算するものとし、出展者はあらかじめこれに同意するものとします。（ただし、利息はつけません）。

「出展申込取消・削減書」を受領した時期 または 「出展取消・削減通知書」を発送した時期	出展取消料	
出展申込締切後から小間面積決定通知発信前日まで	取消	出展申込金（申込面積の50%）の1/2*1
	削減	削減面積に相当する出展申込金の1/2*2
小間面積決定通知発信日以降	取消	出展料（決定面積の100%）
	削減	削減面積に相当する出展料

*1新規出展者は、出展申込金（申込面積の100%）の1/2
*2新規出展者は、削減面積に相当する出展申込金（申込面積の100%）の1/2

②2－1－5）項または2－1－6）項が定める出展不可事由に該当することにより出展の取消しなどがあった場合は、事務局はこれによって生じた事務局の損害を当該出展者に請求することがあります。
③事務局は、出展の取消しなどによって当該出展者に損害が生じても一切の責任を負いません。

4）出展料や前項に定める出展取消料の支払いを遅滞した場合は、遅延損害金（年率14.6%）を請求することがあります。

5）振込口座

出展申込金、出展料、出展取消料などのお支払いは銀行振込とし、下記の指定口座に振込みをしてください。なお、手数料は出展申込者の負担とし、通貨は全て日本円とします。

取引銀行名：三菱UFJ銀行　新丸の内支店（店番422）
銀行口座名：普通4344678　一般社団法人日本自動車工業会（シャ）ニホンジドウシャコウギョウカイ

2－4　その他の出展

その他の出展については、出展部門の追加、または事務局が認めた者（スポンサー、新聞雑誌コーナー、企画展示など）の小間を割当てる場合があります。出展の条件は「規程」に準じ、別途取り決めます。

2－5　小間の割当

1）各部門の小間の割当は、各部門の総申込面積、出展物の分類、会場の物理的な条件などを勘案して事務局が決定します。
2）出展者の小間面積は、出展申込み締切後、各展示ホールの割当可能面積を前提にこれまでの出展実績を勘案し、事務局が調整し決定します。
3）小間の割当は、共通通路の確保および展示ホールの適正な割当面積などを勘案しますが、大型小間の場合、小間内主要避難通路（「3－2施設物の制限（床および通路）、3)」参照）により小間が分割されることがあります。

4）部品・機械器具部門およびモビリティ関連部門では、会場構成の都合により、１小間単位（約９㎡）の割当ではなく、割当小間数相当分の面積で割当てる場合があります。
5）出展者は小間の割当に対して苦情の申出は一切できません。
6）小間割決定後、なお小間に余裕が生じた場合（取消しによって空白となった小間など）は再度割当てをする場合があります。
7）出展者は、割当てられた小間の全部または一部を、有償、無償に関わらず第三者に譲渡、貸与することはできません。ただし、出展者が第三者との共同事業・協業などにより開発する製品やサービスなどを共同で展示することは可能です。詳細は２－６「出展物の条件」を参照ください。
8）小間割決定後であっても重要な理由に基づく場合には、小間割を一部変更することがあります。出展者は、この変更を理由に出展の取消しや賠償請求など苦情の申立てはできません。

2－6　出展物の条件

1）出展物は、原則として以下の分類表に適合するもののうち、出展者自身が製造した製品などに限定します。
ただし、第三者との共同事業・協業による製品やサービスなど、および事務局が認めた場合はこの限りではありません。

【出展物の分類】

分　類	出展物		出展内容（例示）
第１類	乗用車		分類番号3・5・7ナンバーの車両（軽自動車を含む）、およびそのエンジン、シャシ、付属品。
第２類	商用車		分類番号1・2・4・6・8ナンバーの車両（軽自動車を含む）、およびエンジン、シャシ、付属品。
第３類	二輪車		モーターサイクル、スクーター、モペット、およびそのエンジン、付属品、電動アシスト自転車。
第４類	車体		自動車車体、福祉車両、トレーラー、およびその装置、付属品。
第５類	部品		
		A項／エンジン部品および電動車用駆動部品	ピストン、ピストン・リング、シリンダ・ライナ、エンジン・ガスケットおよびパッキング、エンジン・バルブ、バルブ・ロッカー・アームおよびシャフト、バルブ駆動部品およびカム・シャフト、軸受メタル、燃料ポンプ、ディーゼル用燃料噴射装置、ディーゼル用燃料噴射ノズル、ガソリン燃料噴射ノズル(インジェクター)、燃料フィルタ、エア・クリーナ、エアクリーナ・エレメント、マニホールド過給器（ターボチャージャおよびスーパーチャージャ）、オイル・ポンプ、オイル・フィルタ、ウォータ・ポンプ、ラジエータ、サーモスタット、オイル・クーラ、ファンおよびファンクラッチ、触媒装置、その他排気浄化装置部品、ホース類、エギゾーストパイプおよびマフラ、その他のエンジン部品、駆動モータ、インホイールモーター、eAxle（イーアクスル）、FCスタック、イオン交換機、パワーコントロールユニット、DC-DCコンバータ、AC-DCコンバータ、その他の電動車用駆動部品
		B項／電装・計器・照明部品	始動電動機（スタータモーター）、充電発電機（オルタネータ）、イグニッション・コイル、スパーク・プラグ、グロー・プラグ、エンジンECU、電気モーター(駆動ユニットは含まない)、インバータ、走行・変速関係ECU、ブレーキ関係ECU、電子部品およびセンサー類、リモート・キーおよび同システム、前照灯（ヘッドランプ）、信号・標識灯、その他灯器、スピード・メータ類、ワイパ・モーター、ワイパ・アーム、ブレードおよびリンク機構、ウインドシールド・ウォッシャ、ホーンおよびブザー類、スイッチ類、フラッシャユニットおよびリレー、ソレノイド、盗難防止装置、バッテリ（動力源系も含む）、高圧電線・低圧電線、ワイヤー・ハーネス、その他の電装・計器・照明部品
		C項／駆動・伝導・操縦・走行関係部品	クラッチ・カバー、クラッチ・ディスク、クラッチ・フェーシング、手動トランスミッション、トランスミッション用部品、自動トランスミッション、ステアリング・シャフト、チューブおよびリンク機構部品、ステアリング・ホイール、ステアリング・ロック、ステアリング倍力装置、タイロッド・エンド、フロント・アクスル、等速ジョイント、プロペラ・シャフト、ユニバーサル・ジョイント、デファレンシャル・ギヤー、リア・アクスル、ハブ、ハブ・ボルトおよびナット、ブッシュ類、オイルシール、シフトレバー、シフト・バイ・ワイヤ、ペダル類、コントロール・ケーブル、その他の駆動・伝導・操縦装置部品、リーフ・スプリング、コイル・スプリング、ショック・アブソーバ、サスペンション・ストラッド、トーションバーおよびスタビライザ、その他懸架装置付属部品、ドラム・ブレーキ装置、ディスク・ブレーキ装置、エアブレーキ装置、ブレーキ倍力装置、ブレーキ・シリンダ、ゴムカップ、ブレーキ・ライニング、ブレーキ・シュー、ディスクパット、ブレーキ・ホース、ブレーキ・パイプ、ブレーキ用バルブその他ブレーキ装置付属部品、回生協調ブレーキシステム、電動パーキングブレーキ、ABS、ESC、その他の走行関係部品
		D項／車体・内装部品	乗用車用プレス部品、トラック・バス用プレス部品、シャシ・フレーム、ダッシュボードおよびパネル、バンパ、燃料タンク（水素タンクも含む）、装飾品類およびモール類、自動車用ガラス、窓わく、ウエザストリップ、ウインドゥ・レギュレータ、ドアハンドルおよびロック、ドアヒンジおよびチェッカ類、シートおよびシートスプリング、シート付属部品、シートベルト、エアバッグモジュールおよび同付属部品、内装品類、ミラー装置、防振ゴム、素形材、その他の車体・内装部品
		E項／情報関連部品、用品	カーオーディオ、カーナビゲーション機器、ETC車載機、冷房装置、暖房装置、冷蔵・冷凍装置、チャイルドシート、ヘルメット、ルーフ・キャリア、自動車用塗料、その他の情報関連部品、用品

分　類	出展物		出展内容（例示）
		F項／タイヤ、ホイール	タイヤ、ホイール、ホイールキャップ
		G項／政府・団体出展による A～F項の展示	政府・団体など
第６類	機械器具		
		A項／機械	スチームクリーナ、ルブリケータ、オートリフト、門型洗車機、 その他の自動車用整備機械
		B項／工具	プライヤ、レンチ類、ドライバ、スパナ、リーマ、空気電動工具、その他の自動車用整備工具
		C項／検査用機器	ブレーキテスタ、ヘッドライトテスタ、排出ガス測定器、OBD2診断機(スキャンツール)、 ADAS運転支援システム（エーミング、校正用テスタ/ターゲット機器）、 HV/EV用高圧絶縁テスタ（バッテリー性能・充放電診断機器）、その他の検査用機器
		D項／用品	スクリュージャッキ、ゲージ類、洗車用品、その他の用品
第７類	モビリティ関連 ※モビリティに関わる製品、システム、周辺機器、素材、技術、サービスおよび、商社		
		A項／次世代モビリティ	電動モビリティ、自動運転モビリティ、マイクロモビリティ、自動配送モビリティ、 次世代モビリティ車両（二輪・四輪含む）、ロボティクス、シェアリングサービス
		B項／交通・移動	陸（鉄道、バス高速輸送システム）、海（船舶、スマートシッピング）、空（航空・宇宙）、 輸送・物流（高速輸送システム）、観光・旅行、電機、重工業、建設・ディベロッパーなど
		C項／IT・情報産業	情報通信･放送･SNS、ITおよびエレクトロニクス機器関連（電子部品、デバイス、材料、 素材、装置関連、ソフトウェア・コンテンツ関連）、金融・保険・セキュリティなど
		D項／公共・インフラ	エネルギーをつくる・ためる・運ぶ・使う 化石燃料・原子力・水素・再生可能エネルギー、新興エネルギー、 カーボンキャプチャストレージ(炭素回収技術)、エネルギーコンサルティング 行政、教育、医療、都市・住宅、農業、その他（上記に含まれないもの）
第三者との共同事業・協業による製品やサービスなど			第1～7類の他、それらに適合しない出展物の展示も可。

2）乗用車、商用車、二輪車、車体部門における「出展者自身が製造した製品」には下記を含むものとします。

⑴市販車（2027年1月29日（金）までに国土交通省の型式指定を受けた車両）
⑵参考出展車（試作車、輸出仕様車、海外生産車、記念車など）
⑶OEM供給を受けている車両
⑷開発、生産、販売を行っている共同開発車両（他社ブランドの車両を含む）
⑸上記以外で事務局が認めた車両および製品

3）第三者との共同事業･協業などによる製品、サービスなどを展示する場合は、2027年8月2日（月）までに所定の「協業情報届」（出展者専用ページ）より提出してください。

事務局では届出のあった共同事業者および協業者も出展者としてカウントし、 その情報は本ショーオフィシャルWEBサイト（出展者一覧）やプレス向けに配布される取材の手引きなどに使用します。
なお、共同事業・協業などによる製品、サービスなどの展示に当たっては、出展申込みを行った出展者が一切の責任を持って管理するものとし、各種の手続き（例：電気使用申込）および事務局に支払うべき費用（例：電気使用料）が発生する場合は、当該出展者が窓口となり対応することとします。
※また、出展者は、当該共同事業者および協業者が2－1－5）項または2－1－6）項に定める出展不可事由に該当しないことを含め、当該共同事業者および協業者にも本規程を遵守させるものとし、当該共同事業者および協業者の行為などは出展者自身の行為などとして本規程が適用されることをあらかじめ確認するものとします。

4）出展物は原則として日本の国内法に照らし、これに触れる場合は出展することができません。ただし、参考出展物を除きます。

2－7　出展物の販売契約

出展物の販売契約は自由です。ただし、即売は厳禁とします。また、売約済の表示をしたり、購入者の名前、販売数量などを表示したりすることも禁止します。

2－8　模倣品・偽造品の展示などの禁止

1）第三者の知的財産権（特許権、商標権、意匠権、著作権などを含みますが、これらに限りません。また、外国における権利を含みます。）を侵害する物品（以下「模倣品･偽造品」という。）を、展示し、配布しまたは上映することその他一切の行為は、禁止します。
2）出展物その他の物品が模倣品･偽造品に該当しまたは該当する可能性が高いと事務局が判断した場合、事務局は、その裁量により、当該物品の撤去その他の措置を取ることができるものとします。また、出展者は、かかる事務局の措置に異議を述べないものとします。
3）出展者は、出展物その他の物品が模倣品･偽造品に該当するか否かに関して事務局が行う調査に、協力するものとします。
4）出展物の知的財産権に関わる紛争は、出展者の責任において解決するものとします。

2－9　ショー会場および小間の展示・装飾

1）ショー会場の全般的な装飾（部品・機械器具部門基礎小間、モビリティ関連部門基礎小間およびその他案内表示、共通通路カーペットの施工など）は、事務局が行います。
2）個々の小間の装飾は、それぞれの出展者が行ってください。出展者は火災予防条例に基づき制定された諸規定に従ってください。
3）また、小間内の装飾業者を決定した後、2027年9月1日（水）までに所定の「小間内装飾業者届」（出展者専用ページ）より提出してください。

2－10　諸経費の負担と精算

事務局による施工を除き、下記費用はすべて出展者の負担とし、出展者および代理者は、アンカーボルト使用料、消防設備（煙感知器・消火設備）、電気使用料、水道使用料、通信設備など、事務局に支払うべき経費があるときは、指定期日までに日本円で精算しなければなりません。
支払いを遅滞した場合、遅延損害金（年率14.6%）を請求することがあります。

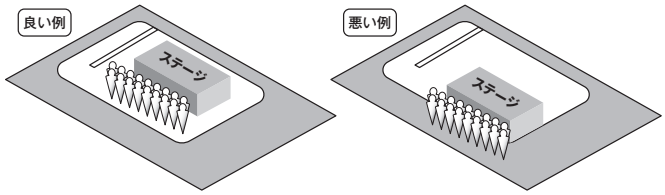
● 出展者の行為に属する費用（出展物の搬入搬出、展示、実演、撤去、廃棄物処理など）
※詳細は「2－17諸経費一覧」を参照してください。

●振込手数料

なお、Japan Mobility Show 2027 東京ビッグサイト事務局（以下、「東京ビッグサイト事務局」といいます。）が発行している請求書については、適格請求書など保存方式（インボイス制度）に対応しています。
インボイス制度の導入に伴う、東京ビッグサイト事務局からの請求金額の計算方法は下記のとおりとなっています。
＜消費税の計算方法＞
・消費税端数処理について、一の請求書につき税率ごとに1回の端数処理
・税込価格商品の「税抜価格」の算出については、
商品ごとの税込合計額を税抜合計額に割戻しを行い算出（小数点以下切上げ）
・消費税の算出については、「税抜価格」に10%の消費税率を乗じて算出（小数点以下切捨て）
【例】税込価格　1,000円（消費税率10%）商品2個の場合
・1,000円×2個=2,000円⇒税込価格合計
・合計額を割戻し⇒2,000円÷1.1=1,818.18円⇒税抜価格を算出（小数点以下切上げ）1,819円…①
・①×消費税率10%⇒1,819円×0.1=181.9円⇒消費税額を算出（小数点以下切捨て）181円…②
・請求金額⇒①+②=2,000円

2－11　来場者の保護並びに出展物の保全・維持管理

1）事務局は、来場者の保護並びに会場全般の管理のため、管理要員および警備員の配置などの対策を講じますが、出展者は開場時間中、必ず自己の小間に常駐し、来場者の応対、出展物の保全、維持管理に当たらなければなりません。
2）特に、土･休日などの混雑時を想定した小間の設計、来場者動線の確保、一方通行誘導などの雑踏対策を講じてください。
3）小間に待機列が生じた場合は、他出展者への迷惑を掛けないように出展者自身で整理してください。（自社小間仕切線に沿った待機列の誘導、小間内への滞留スペースの設置など）



4）出展者は、小間内の管理責任者、火元責任者を選任し、2027年9月1日（水）までに所定の「小間内責任者届」（出展者専用ページ）より提出してください。
5）搬入搬出期間を含めた期間中、火災・事件・事故・盗難・損傷などのあらゆる損害について、事務局はその責任を一切負いません。出展者は控室の施錠や傷害・損害保険への加入など必要な予防措置を講じてください。
6）万一事故が発生した場合は、直ちに事務局に届け出るとともに、出展者の責任において解決しなければなりません。
7）展示施設は地震発生時でも、転倒、落下、移動などにより来場者の避難および消防活動などの初動処置の障害とならないよう、安全な施工を行い、また確認をしてください。

2－12　会期および開場時間の変更

事務局が特に必要と認めたときは、会期および開場時間を変更することがあります。この場合、変更によって生じた損害は補償しません。また、この変更を理由に出展申込の取消しをすることはできません。

2－13　開催の中止および開催内容の変更

1）開催の中止

天災、騒乱、内乱、公権力による命令処分、ストライキ、感染症（以下、総称して「天災地変など」といいます。）、または十分な出展申込がないなどのやむを得ない事由があるときは、ショーの開催を中止することがあります。ショー会期前に中止を決定した場合に限り、事務局は弁済すべき必要経費を差引いた後、残った金額については支払済の出展料の割合に応じて出展者に返還します。ただし、中止によって出展者に損害が生じた場合であっても、その名目の如何を問わず、事務局は一切補償しません。

2）開催内容の変更

⑴会期および会場規模の変更

天災地変など、または十分な出展申込がないなどのやむを得ない事由があるときは、ショーの会期および会場規模を変更することがあります。ただし、ショーの会期および会場規模の変更によって出展者に損害が生じた場合であっても、その名目の如何を問わず、事務局は一切補償しません。

⑵出展部門の廃止

事務局は、「2－1出展者の資格」に定める出展部門に関して、十分な出展申込がないなどのやむを得ない事由がある場合、出展部門を廃止することがあります。事務局が、出展部門を廃止した場合に限り、弁済すべき必要経費を差引いた後、残った金額については支払済の出展料の割合に応じて出展者に返還します。ただし、出展部門の廃止によって出展者に損害が生じた場合であっても、その名目の如何を問わず、事務局は一切補償しません。

⑶出展部門の廃止に伴う部品・機械器具部門出展者の扱い

上記2）－⑵により、特定の出展部門が廃止されたことに伴い、当該出展者がそれを理由に出展を取消した場合には、部品・機械器具部門の出展者で廃止された部門向けの製品やサービスを専業にしていると事務局が認定すれば、弁済すべき必要経費を差引いた後、残った金額については支払済の出展料の割合に応じて出展者に返還します。ただし、出展取消しによって出展者に損害が生じた場合であっても、その名目の如何を問わず、事務局は一切補償しません。

2－14　出展者ニュース

出展者への連絡事項、各種申込書類などは、原則、本ショーオフィシャルWEBサイトの出展者専用ページ（以下、出展者専用ページ）に掲載する「出展者ニュース」にてご案内します。

2－15　入場券・入門証

会場への入場は次の方法によります。

1）入場券

調整中

2）招待券

出展者には各種「招待券」を配布します。

「招待券」の券種および割当基準など詳細については「出展者ニュース」にてご案内します。

3）出展者入門証

開催期間中（プレスデー・特別招待日も含む）および搬入搬出期間中有効の「出展者入門証」を、事前に次の割合で無償配布します。

不足する場合の追加購入については「出展者ニュース」にてご案内します。

なお、会場入場にあたっては、この入門証をはっきりと提示してください。

出展部門	無償配布枚数
（1）乗用車、商用車、二輪車、車体部門	出展面積　3㎡につき　1枚
（2）部品・機械器具、モビリティ関連部門	出展小間数　1小間につき　6枚

※「出展関係業者バッジ」については「5－1搬入搬出、7）」を参照してください。

2 −16　提出書類一覧

区分	規程	参照頁	登　録　項　目	内　　容
広　報　資　料　関　係				
■	—	—	出展物リスト	一次締切：出展台数、ワールドプレミア・ジャパンプレミア台数の入力
		—		最終締切：上記の他、特徴など含む全ての情報を入力。
		—		メディア対応部署リスト
	—	—	プレスリリースリンク掲出登録	本ショーオフィシャルWEBサイトとのリンクを希望する場合(無料)
	—	—	広報・宣伝物申込	ポスター、事前広報パンフレットの申込
出　展　・　展　示　関　係				
	2-6	P.8	協業情報届	第三者との共同事業・協業などによる製品、サービスなどを展示する場合
■	2-9	P.9	小間内装飾業者届	小間内装飾業者および工事責任者の登録
■	2-11	P.9	小間内責任者届	小間内の管理責任者、火元責任者の登録
□	3-4	P.15	小間設計図届	平面図、立面図の提出
■	5-1	P.18	計画搬入出調査書	搬入出車両の予定台数などに関わる調査書を提出
	5-2	P.20	保税貨物明細	出展物などを保税扱いする場合
	5-3	P.20	小間内清掃・ワックス清掃申込	小間内清掃、ワックス清掃サービスを利用する場合
	6-1	P.21	施設天井照明変更申込	天井吊下げ施工に伴い、自社小間内の垂直上に位置する施設天井照明の消灯を希望する場合
	6-3	P.26	アンカーボルト使用届	アンカーボルト施工を行う場合
	6-5	P.28	天井構造物設置届	天井構造物を設置する場合
	6-6	P.29	二階建施設設計図届	二階建施設を設置する場合
	6-7	P.31	天井吊下げ施工届	天井吊下げ施工を行う場合
	6-8	P.34	禁止行為解除承認申請	裸火・危険物の使用、持込み
	6-8	P.37	無線式煙（熱）感知器・消火器使用申込	煙感知器・消火器の設置をする場合
■	7-1	P.38	電気使用申込	電気使用の申込、電気工事設計図の届出
	7-2	P.39	給水使用申込	小間内で給水設備を使用する場合
	7-3	P.39	臨時通信設備使用申込	小間内で光高速通信回線、ローカル5Gを使用する場合
	7-4	P.40	出展者用控室使用申込	出展者用控室の利用を希望する場合
	8-1	P.41	運営計画書	発煙（スモークマシンなど）や会場周辺で個別イベント（試乗会など）を行う場合
	8-2	P.42	ワイヤレスマイク使用届	ワイヤレスマイクを使用する場合
	8-4	P.42	調査・アンケート実施届	小間外でアンケートを実施する場合
	8-6	P.43	食品取扱届	小間内で飲食物を供する場合、江東区保健所に提出
	8-7	P.44	出展者オリジナルグッズ販売届	出展者オリジナルグッズを販売する場合
入　場　お　よ　び　招　待　者　用　品				
	2-15	P.10	出展者入門証追加申込	無償配布分以外に追加購入する場合
	5-1	P.19	出展関係業者バッジ申込	出展関係業者バッジの購入
	—	—	入場券、自動車ガイドブック引換券の申込	出展者価格の入場券、自動車ガイドブック引換券（ショー会場内のみ利用可能）を購入する場合
	—	—	自動車ガイドブック現物申込	自動車ガイドブック（Vol.74）現物の購入
	—	—	駐車場パスカード申込	会場内または会場に近接した駐車場を利用できる日付指定の駐車券の購入

※各種提出書類（出展者専用ページ）の詳細については「出展者ニュース」にてご案内します。
※「区分」欄の■は全出展者必須の提出書類、□は乗用車、商用車、二輪車、車体部門は必須の提出書類です。

2－17　諸経費一覧

○：全出展者　△：希望者　—：該当せず

区分	規程	項目	出展部門 乗商二	車体	部品・機械器具	モビリティ関連	単価（消費税込）	備考
出展	2-2	出展料	○	○	○	○	乗用車、商用車、二輪車 36,850円/㎡ 車体（屋内） 36,850円/㎡ 車体（屋外） 11,660円/㎡ 部品・機械器具※ 435,600円/小間 部品・機械器具 525,800円/小間 モビリティ関連※ 435,600円/小間 モビリティ関連 525,800円/小間	
出展・展示	5-3	小間内清掃･ワックス清掃	△	△	△	△	個別に出たゴミの回収は㈱ビッグサイトサービスにお問合せください。	単価は別途ご案内
	6-3	アンカーボルト使用料	△	△	△	△	1,100円/本	
	6-8	無線式煙（熱）感知器	△	△	△	△	39,600円/基	
	6-8	消火器	△	△	△	△	4,400円/本	
	7-1	電気幹線工事費	○	○	○	○	電灯・動力とも 22,000円/kw	400V工事は別料金
	7-1	電気使用料	○	○	○	○	電灯・動力とも 19,800円/kw	期間を通して
	7-2	給水基本設備工事費	△	△	△	△	φ13mm引込配水管 84,700円/本	
			△	△	△	△	φ20mm引込配水管 121,000円/本	
			△	△	△	△	φ25mm引込配水管 157,300円/本	
			△	△	△	△	φ32mm引込配水管 193,600円/本	
	7-2	給排水使用料	△	△	△	△	1,100円/㎡	
	7-3	共有回線インターネット	△	△	△	△	最大10Mbps 33,000円/回線	
							最大100Mbps 55,000円/回線	
	7-3	光高速通信回線使用料	△	△	△	△	最大10Mbps 77,000円/回線	
							最大100Mbps 110,000円/回線	
	7-3	ローカル5G使用料	△	△	△	△	110,000円/ローカル5G端末（専用Sim内蔵ルーター）	西展示棟のみ使用可
	7-4	控室使用料	△	—	—	—		単価は別途ご案内
入場および招待者用品	2-15	入場券	△	△	△	△		単価は別途ご案内
	—	自動車ガイドブック引換券	△	△	△	△		単価は別途ご案内
	2-15	出展者入門証	△	△	△	△	無償配布枚数で不足の場合 3,300円/枚	
	5-1	出展関係業者バッジ	△	△	△	△	110円/個	

※一般社団法人日本自動車部品工業会または、一般社団法人日本自動車機械器具工業会の正会員

注）1．各種申込（出展者専用ページ）の詳細については、2027年7月中旬に「出展者ニュース」にてご案内します。
2．振込手数料は出展者の負担となります。
3．全て日本円でお支払いください。

3. 乗用車、商用車、二輪車、車体部門に関する規程

3－1 展示構成

1）ブース設計上の留意点

展示にあたっては、来場者の安全確保とスムーズな動線の設定、ホール全体の視界、隣接出展者への影響などに十分配慮し、来場者にとって快適な展示構成に努めてください。メイン通路沿いの外壁面は50%以上開放した設計としてください。小間内へは原則として来場者が自由に出入りできる構成とし、通路で立ち止まって見学することのないよう留意してください。

2）大型小間および小型小間

下記のとおり、小間面積の大きさにより「大型小間」「小型小間」を区分します。

出展部門	大型小間	小型小間
乗用車、商用車部門	面積　600㎡以上	面積　600㎡未満
二輪車、車体（屋内）部門	面積　300㎡以上	面積　300㎡未満

3）建ぺい率

「大型小間」におけるあらゆる出展物および施設物の占める面積は50%以下としてください。

4）ゾーン構成と高さ制限

出展物・施設物の高さ規制については、「Aゾーン」「Bゾーン」（一部小型小間などを除く）を設定します。
Aゾーン・Bゾーンの範囲は、展示規程図（小間割決定後、出展者専用ページで展開）を参照してください。なお、展示規程図はPDFでのご提供となります。

出展部門	Aゾーン	Bゾーン
乗用車、商用車、二輪車、車体（屋内）部門	出展物および施設物の高さを4.5m以下とするゾーンで、小間面積の1/4。	出展物および施設物の高さを6.0m以下とするゾーンで、小間面積の3/4。
車体（屋外）部門	施設物の高さは4.0m以下。	

⑴高さは、既設床面からの高さとします。

⑵会場内小間配置箇所によっては、消防設備などへの影響のため、別途高さ制限や開放設計などまたは消防設備の設置が必要となる場合があります。また、放水銃の直下には、火気の使用、危険物の持込み、可燃物の設置は行わないでください。

⑶車体（屋外）部門は二階建施設の設置はできません。

⑷天井吊下げ施工をする場合の高さ制限は、「6－7天井吊下げ施工、3）」を参照。

⑸大型車両などの出展物自体が、高さ制限を越える展示（クレーン車がブームを伸ばした状態での展示など）を実施する場合は例外として認める場合がありますので、小間図面提出前に東京ビッグサイト事務局に相談し許可を得てください。

⑹原則として扉は内開きとし、施設物は小間内で完結するようにしてください。

⑺会場周辺地域は立地的に強風が吹くことがあるため、車体（屋外）部門においては、施設・展示・装飾物を設置する場合は十分な強風対策を講じ、必ず東京ビッグサイト事務局の確認を受けてください。
東京ビッグサイト風速計の計測値が一定の基準を超えた場合、事故防止の観点から、会場管理者より施設・展示・装飾物の撤去などを指示されることがあります。
また、プレハブなどの設置を希望する場合は、変更可能な段階で設置計画図を東京ビッグサイト事務局に提出の上、了承を受けてください。ただし、最終提出期限は2027年8月2日（月）とします。なお、プレハブの設置は事務局での一括施工としますが、装飾・備品の配置は出展者にて行ってください。

3－2　施設物の制限（床および通路）

施設物は、日本の建築基準法、消防法などに基づいた安全なものであることとし、施設物並びに出展物、建ぺい率については、「3－1展示構成」を、重量物の展示、二階建施設、天井吊下げ施工などについては「6. 施工」に記載の内容を厳守してください。

1）床

⑴来場者が通行する床を床上げする場合は、既設床面から30cm未満とし、床上げ部分の外周部で来場者が通行できる部分はすべて1/12以下のスロープを設けてください。展示キットの再利用などの事情がある場合は東京ビッグサイト事務局の確認を得て1/8以下のスロープとすることができます。なお、小間内はバリアフリーに配慮した計画としてください。

⑵既設床面から30cm以上の高床は、舞台または展示物を観覧するためのものに限ります。来場者が上がれる場合は、来場者の躓きや落下防止策と安全対策を講じてください。また柱および梁並びに床は、鉄骨構などの不燃材とし十分な強度を有するものとします。

⑶床高が2.1mを超える場合は、「6－6二階建施設」に定める二階建施設とみなします。

⑷来場者の安全上、電気配線などによる床面の突出部は、部分床張りなどにより保護してください。この場合、部分床張りの高さは10cm以下、幅（水平面）は90cm以上とし、外周部はスロープとしてください。

⑸床下部分には点検以外に人が入れない構造としてください。

⑹床下には分電盤および配線の接続部などを設けないでください。

⑺床下には火気使用設備の設置および危険物の貯蔵・取り扱いは行わないでください。

⑻床の「仕上げ材料」は来場者の安全上支障がなく、且つ磨耗などによる塵芥が生じない材質としてください。

2）小間内通路

⑴600㎡以上の小間は、会期中をとおして、展示規程図（小間割決定後、出展者専用ページで展開）の接続範囲を指定位置とする「小間内通路（幅4.0m以上）」を確保してください。小間内通路の設定は原則として直線が望ましく、小間内通路上にはプレスデーを含め展示物などを設置することはできません。

⑵小間内通路を床上げする場合、共通通路や床との接続部には1/12以下（展示キットの再利用などの場合は東京ビッグサイト事務局の確認を得て1/8以下）のスロープを設置し、段差を解消してください。

⑶小間内通路の上部に施設がまたがる場合は、床張り面より2.7m以上の高さを確保してください。

3）小間内主要避難通路

⑴東京ビッグサイトでは、一定の面積（東/南展示棟3,000㎡、西展示棟2,000㎡）ごとに、主要避難通路（幅5.0m）を1本設置する必要があります。（東京ビッグサイト防災ガイドライン）

⑵出展面積や会場レイアウトの都合により、小間内に主要避難通路の設置が必要となる場合は、展示規程図（小間割決定後、出展者専用ページで展開）の接続範囲を指定位置とする「小間内主要避難通路（幅5.0m以上）」を確保してください。

⑶小間内主要避難通路の面積（奥行×幅5.0m）は、事務局が負担（出展料の対象外）し、追加で割り当てます。

⑷小間内主要避難通路は原則として直線が望ましく、小間内主要避難通路上にはプレスデーを含め展示物などを設置することはできません。

⑸小間内主要避難通路の床上げや同通路をまたがる施設物の施工については事前に東京ビッグサイト事務局に相談し、指示に従ってください。

4）補助避難通路

⑴会場レイアウトの都合により、小間内に補助避難通路（幅3.0m）の設置が必要となる場合があります。（東京ビッグサイト防災ガイドライン）

⑵小間内に補助避難通路の設置が必要な場合は、展示規程図（小間割決定後、出展者専用ページで展開）の接続範囲を指定位置とする「補助避難通路（幅3.0m以上）」を確保してください。

⑶補助避難通路は原則として直線が望ましく、補助避難通路上にはプレスデーを含め展示物などを設置することはできません。

⑷補助避難通路を床上げする場合、共通通路や床との接続部には1/12以下（展示キットの再利用などの場合は東京ビッグサイト事務局の確認を得て1/8以下）のスロープを設置し、段差を解消してください。

⑸補助避難通路の上部に施設がまたがる場合は、床張り面より2.7m以上の高さを確保してください。

5）柱の利用

小間内の既設の柱を装飾する場合は、高さ制限「3－1展示構成」を厳守するとともに、排煙窓開閉装置のある場合は操作が可能な状態にしてください。なお、柱に直接装飾を施工することはできません。ただし、適切な養生を施すなどにより躯体を損傷させない方法で施工する場合は、事前に東京ビッグサイト事務局が確認を行った上で、施工を認める場合があります。

3－3　スペックボードの表示

出展車両には、下記の項目については最低限表示してください。
その他の項目の表示に関しては任意とします。また車名およびスペック表示は日本語・英語併記としてください。

1）市販車

日　本　語	English
車名および型式	Model
全長×全幅×全高	Exterior dimensions L×W×H
車両重量（Kg）	Gross vehicle weight (Kg)
エンジン型式、種類	Engine model,Fuel type
排気量（cc）※EVは除く	Displacement (cc)（Except Electric Vehicle）
燃料消費率（km/l：EVの場合Wh/km） （例）WLTCモード燃費（国土交通省審査値）	Fuel consumption (km/l：Wh/km for EV) (Ex.) WLTC mode Fuel consumpiton
東京地区希望小売価格（税込）￥ ※諸費用が価格に含まれないなどを明記。 ※未定の場合は「価格未定」と記入。	Suggested retail price in the Tokyo area (incl.tax) yen *Indicate"incidental expenses not included" *Indicate"to be determined"if price has not been set.
製造事業者の名称	Manufacturer

2）参考出展車：市販車以外の車両については「参考出展車」と表示してください。
3）モビリティなど：市販品(予定含む)は、来場者に明確にわかるよう、名称・小売価格などを明確に表示してください。
なお、表示は日本語・英語併記としてください。

3－4　小間設計図の提出

施設物の制限など規程解釈の相違などによる違反、または展示演出、音響設備の設置などに伴う保安上および隣接出展者への迷惑などで問題が生じないよう、出展者は企画・設計が変更可能な段階で、所定の「小間設計図届」（出展者専用ページ）より届出を行い、その承認を得てください。ただし、最終提出期限は2027年9月1日（水）とします。
なお、承認された資料が変更された場合は、速やかに資料を再提出し、改めて承認を得てください。
「小間設計図届」
平面図、立面図（施設物・展示物の位置が分かるもの）で縮尺・寸法の明確なもの。
※展示機器・部材・素材の名称を表示してください。
※言語は日本語または英語とします。
※プレスデー、特別招待日、一般公開日で展示物の配置などを変更する場合にはそれぞれ図面を提出してください。

4. 部品・機械器具、モビリティ関連部門に関する規程

4－1 展示構成

展示にあたっては、来場者の安全確保とスムーズな動線の設定、ホール全体の視界、隣接出展者への影響などに十分配慮し、来場者にとって快適な展示構成に努めてください。来場者が、小間内の展示物および演出を通路で立ち止まって見学することのないよう留意してください。

1）小間の基本構造

⑴事務局が設置する基礎小間は、「システムパネル」構造とし、隣接小間との境界に設置します。1小間の大きさは、原則として1小間あたり間口2.97m×奥行2.97m×高さ2.7mとし（詳細は「4－3部品・機械器具、モビリティ関連部門　基礎小間図」参照）、申込みおよび割当は共同出展を除き偶数単位（最低小間数は2小間）とします。ただし、会場レイアウトの都合により、割当小間数相当分の面積で割当てる場合があります。

⑵出展者は、事務局の承認なしに基礎小間の移動、または構造の変更をすることを禁止します。

⑶システムパネルへ直接施設物を取り付ける場合は、カッティングシートの貼付などで原状回復が可能なものに限ります（禁止例：基礎小間を損傷する釘、鋲、穴開け、切断など）。ショー終了時には原状回復し、残置してください。損傷または紛失した場合の損料は出展者の負担とします。

2）高さ制限

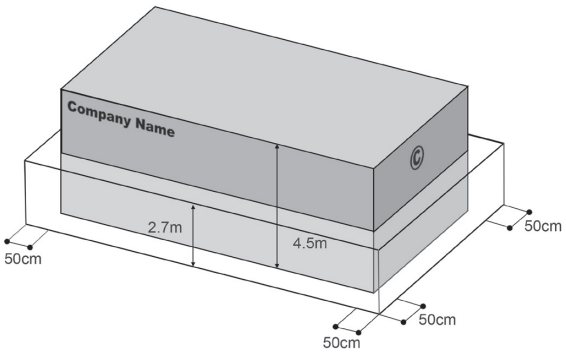
出展物および施設物の高さ制限は以下のとおりとします。

区分	セットバックの範囲	高さ制限	
		セットバックの外側	セットバックの内側
単層構造および重層構造（二階建）	全面小間仕切線より50cm以上 ただし、展示場躯体（壁・柱）沿いに配置された小間については、「壁面小間」として扱い、躯体に沿った面はセットバック不要となる場合があります。詳しくは、展示規程図（小間割決定後、出展者専用ページで展開）にてご確認ください。	2.7m以下	4.5m以下

⑴重層構造（二階建）は、6小間以上（共同出展者は、その合計小間数を基準とする）に限り設置することができます。施工については、「6－6二階建施設」の設置条件を厳守してください。

⑵基礎小間取付用付属部品を使用して、基礎小間上端に取り付ける照明器具およびスピーカーは、セットバックの外側の高さ制限に関わらず、設置できるものとします。

⑶展示棟の低天井部分に設置できる施設物の高さ制限は、以下の表に記載のとおりとなります。なお、制限を超える施設物を設置すると、消防設備（スプリンクラー）に影響が発生する場合があります。この場合は、施工計画の変更が必要になりますので、出展者は企画・設計が変更可能な段階で東京ビッグサイト事務局に相談し、指示に従ってください。



出展物及び施設物の高さ 2.7m 以下

出展物及び施設物の高さ 4.5m 以下

展示棟	階数	低天井部分の高さ制限
東展示棟	1F	3.4m以下
西展示棟	1F・4F	3.8m以下
南展示棟	1F	3.7m以下
	4F	4.1m以下

4－2　施設物の制限

1）床

⑴小間内はバリアフリーに配慮した設計または運営計画としてください。
⑵来場者が通行する床を床上げする場合は、角の処理など躓き防止の安全対策を講じてください。
⑶既設床面から30cm以上の高床は、舞台または展示物を観覧するためのものに限ります。来場者を上げる場合は、来場者の躓きや落下防止策と安全対策を講じてください。

2）照明

出展物に対する照明は自由としますが、火傷・躓きなど来場者の危険防止には充分留意してください。

3）既設建物の利用

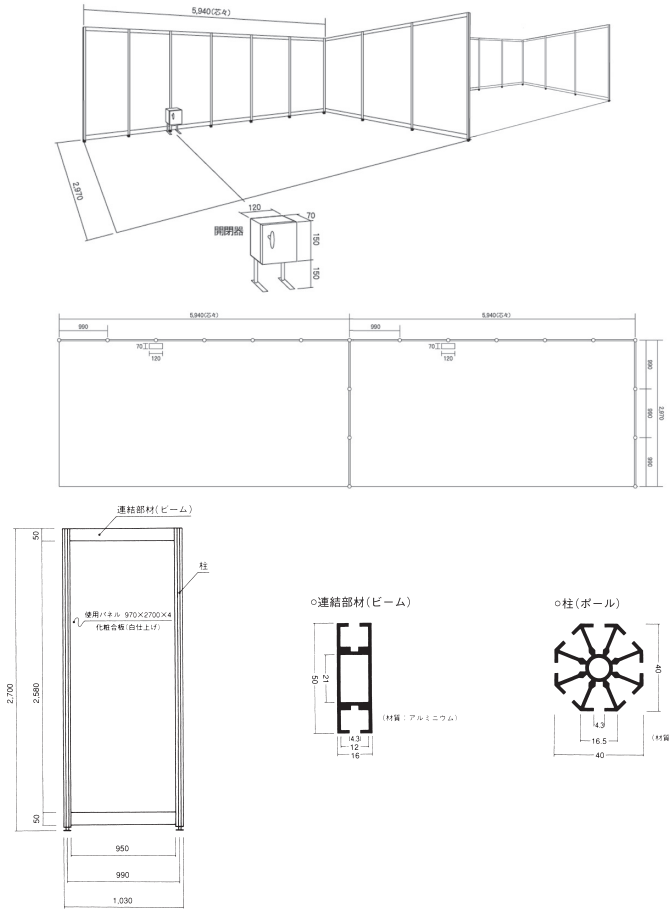
既設の建物より、出展物、装飾施設物などを吊下げ、またはこれらにもたせかけることを禁止します。

4）柱の利用

小間内の既設の柱を装飾する場合は、「4－1－2）高さ制限」を厳守するとともに、排煙窓開閉装置のある場合は操作が可能な状態にしてください。なお、柱に直接装飾を施工することはできません。
ただし、適切な養生を施すなどにより躯体を損傷させない方法で施工する場合は、事前に東京ビッグサイト事務局が確認を行った上で、施工を認める場合があります。

4－3　部品・機械器具、モビリティ関連部門　基礎小間図

単位：㎜



5. 搬入搬出

5－1 搬入搬出

本ショーでは、作業の円滑化と会場の混雑緩和のため、「計画搬入出」を実施します。事務局は、搬入搬出に関わる窓口として物流デスクを設置し、出展者の対応を行います。

※計画搬入出について
「計画搬入出調査書」を元に、出展者の搬入搬出の開始日時やホール内への経路(使用する搬入口など)を確認します。2027年9月1日(水)までに、必ず「計画搬入出調査書」を提出してください。個別調整の必要が生じる場合は東京ビッグサイト事務局よりご連絡いたします。指定時間より前に、車両（フォークリフト・トラックなど）の乗入れはできません。

1）搬入期間

出展物の搬入および展示施設の施工期間は次のとおりとします。ただし、「計画搬入出」の実施により、搬入時間の調整が必要となる出展者は個別に東京ビッグサイト事務局からご連絡します。

乗用車、商用車、二輪車、車体(屋内)部門	2027年10月20日（水）12：00～26日（火）18：00 ※20日（水）6：00～12：00は天井吊り施工時間
部品・機械器具、モビリティ関連部門	10小間以上出展者：2027年10月23日（土）8：00～26日（火）18：00 10小間未満出展者：2027年10月24日（日）8：00～26日（火）18：00
車体（屋外）部門、その他	2027年10月24日（日）8：00～26日（火）18：00

2）搬出期間

ショー終了後の出展物および施設物の搬出期間は、展示部門により次のとおりとします。ただし、「計画搬入出」の実施により、搬出時間の調整が必要となる出展者は個別に東京ビッグサイト事務局からご連絡します。

乗用車、商用車、二輪車、車体(屋内)部門	2027年11月7日（日）20：00～10日（水）17：00 ※7日（日）19:00～優先搬出車両の入場開始。優先搬出車両証（乗用車、商用車、二輪車部門）を小間面積に応じて配布します。
車体（屋外）部門	2027年11月7日（日）18：00～23：00
部品・機械器具、モビリティ関連部門	2027年11月7日（日）20：00～8日（月）18：00

※出展者の搬出時刻までに撤去されない出展物および施設物については、事務局で適宜処分し、その撤去費用は出展者の負担とします。

3）搬入搬出期間の作業時間

原則として8：00より18：00までとします。作業の都合上やむを得ず作業を延長する場合は、当日の17：00（早朝の場合は前日の17：00）までにホール事務局にて、各種手続きを行ってください。

4）会期中の搬入搬出および施工

会期中特別に出展物の搬入搬出を行う場合は、ホール事務局に報告してください。小間内での作業でも開場時間中の作業は認められません。作業は閉場30分後から開場1時間前の開場時間外に行ってください。

⑴出展車両の入替などを行う場合は、共通通路カーペットなどを汚損しないよう養生してください。

⑵エンジンを始動して車両を移動する場合は、安全・換気に留意して最小限度の範囲で行ってください。

5）深夜時間帯の残業（有料）について

搬入搬出期間を除く、会期中の深夜時間帯の残業は有料とします。

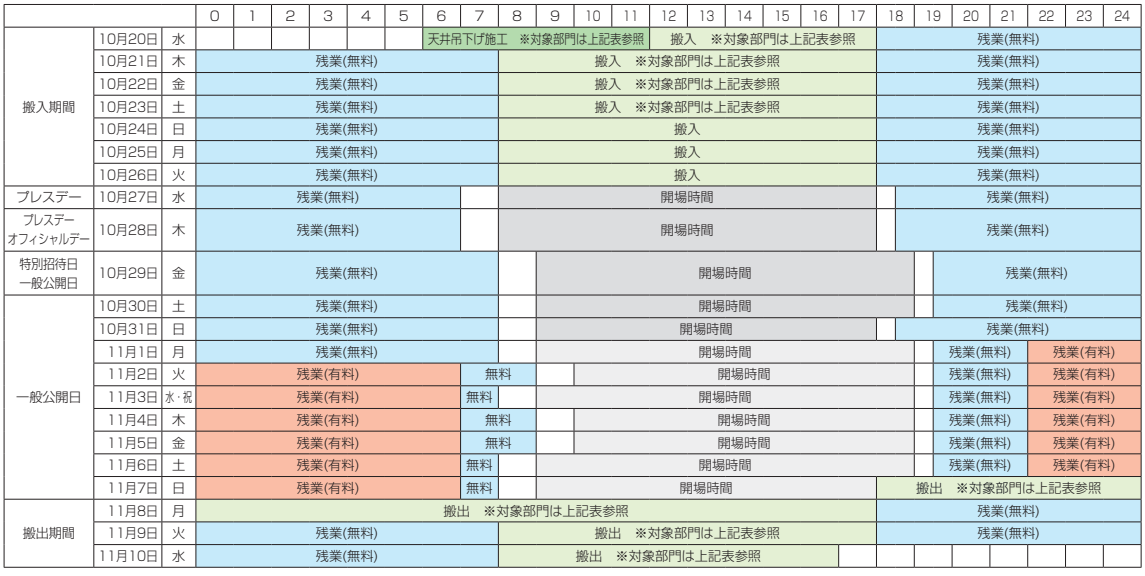
⑴対象期間　：2027年11月1日（月）22：00～11月7日（日）7：00

⑵対象時間　：22：00以降、翌朝7：00までの間

⑶残業単価　：11,000円/時間（消費税込）

※ホール事務局への届出制とし、後日出展者に請求します。

※残業申請時間内はホール照明を半灯とし、終了時刻をもって消灯とします。



6）作業上の留意事項

⑴作業にあたっては出展者の立ち会いを条件とします。運送業者などに委託する場合も同様とします。

⑵作業は原則として小間内で完結するものとし、共通通路の占有、施工に伴う臭気、粉じんなどにより他に迷惑を及ぼさないようにしてください。

⑶重量物の搬入搬出・据付設置にあたっては、「6－4重量物の展示」に基づき床面に集中荷重がかからないよう分散措置をしてください。特にクレーン車などは車両固定装置を直接床面に接して作業することはできず、この場合は必ず養生板を敷いてください。なお、展示ホール内のピット蓋部分には車両固定装置の設置を禁止します。

⑷会場内は禁煙です。喫煙は所定の喫煙所を利用してください。

⑸塗料などの危険物の持込みは補修用など、一部の塗料に限定し、必要最小限としてください。また、塗装作業時はその周辺を火気厳禁とするとともに、消火器を準備してください。

⑹アセチレン、アーク溶接などを用いて作業する場合は、消火器を準備するとともに、火花の飛散する範囲には可燃物を置かないでください。

⑺通路、避難口、消防用設備の使用障害となる付近には、装飾用資材などを集積しないでください。

⑻作業に従事あるいは作業場内に立ち入る場合は、必ず安全帽、安全靴、高所作業時には安全帯などを着用し、事故のないよう十分注意してください。

⑼フォークリフトや高所作業車等などの運転は、日本国内で有効な資格（海外で発行された国際免許は含みません）を有している者のみが行い、安全運転には十分留意してください。無資格運転は労働安全衛生法により禁止されております。出展者におかれましては法令遵守の徹底をお願いいたします。

⑽施工終了後は、展示ホール壁沿いに台車、はしご、ローリングタワー、資材箱、工具箱、塗料などの放置が無いよう、管理を徹底してください。

⑾搬入期間における会場内の様子を、カメラ・携帯電話・スマートフォンなどにより撮影することやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）・ブログなどへ投稿することは、出展物の情報漏洩防止のためご遠慮ください。出展者は、従業員・係員・作業員などに周知徹底をお願いいたします。

ただし、出展者による自社小間の記録用の撮影や事務局もしくは事務局が業務を委託している者の記録用の撮影は除きます。

7）出展関係業者バッジ

⑴会場内で作業にあたる作業員は、事務局指定の「出展関係業者バッジ」を常時着用してください。

⑵出展関係業者バッジの事前購入（1個110円（消費税込））は、所定の書式（出展者専用ページ）よりお申込みください。

⑶有効期間：搬入搬出期間、プレスデーおよび会期中の開場時間外（閉場30分後から開場1時間前まで）

8）自社小間への荷物の送付

物品などを会場に送付する場合は、送り状に小間番号、担当者の会場での連絡先を明記の上、出展各社で直接お受け取りください。事務局では物品の預かり・保管は一切できません。

（送り状記載例）

〒135-0063　東京都江東区有明3-11-1
東京ビッグサイト　西展示棟　※
Japan Mobility Show 2027
○○ホール　小間番号○○○
出展者名○○○○○○○
担当者名○○○○○
携帯電話　○○○ー○○○○―○○○○

※【西展示棟・南展示棟】
〒135-0063　東京都江東区有明3-11-1

【東展示棟】
〒135-0063　東京都江東区有明3-10-1

※宛先には必ずホール名・小間番号・社名・受渡日時をご記入ください。

9）搬入搬出車両

⑴車両の経路

搬入搬出車両の入場など、詳細については「出展者ニュース」にてご案内します。

⑵西3・4ホール、南3・4ホール搬入・搬出時のスロープ利用

会場へ車両を乗入れる際のスロープ通行は、下記のことを必ず厳守してください。

①通行可能車両は車両総重量10t（自重+ 積載重量≦10t）までとします。

②上り・下り車線とも、前の車両がスロープを通過したことを確認してから、通行してください。

③荷崩れ、スリップなどの事故がないようにご注意ください。

※西3・4ホールスロープ　：　幅員7.2m（片側3.6m）最大傾斜角13.1%（7.5°）

※南3・4ホールスロープ　：　幅員7.2m（片側3.6m）最大傾斜角16.7%（9.5°）

⑶人員輸送車両

人員輸送のための車両（バス、乗用車、二輪車）は搬入搬出期間、会場内への乗入れおよび駐車は禁止します。最寄りの駐車場を利用してください。

⑷開場時間中の会場内への車両乗入れ

開場時間中は次頁の例外を除いて、敷地内への作業車両の乗入れおよび駐車を禁止します。

種　別	車両乗入れ	駐　車	備　考
緊急作業などの車両	可	可	
出展関係者駐車券を提示の関係者車両	可	可 （ただし所定のエリアのみ）	出展関係者駐車券の割当については別途「出展者ニュース」でご案内します。
ケータリング車両	可	可 （ただしプレスデー・特別招待日のみ）	納品物は出展者出入口で受け取り、ホール内へは手運びもしくは手押し台車などで搬入してください。
配達車両 （宅配便、弁当　など）	可	不可	納品物は出展者出入口で受け取り、ホール内へは手運びもしくは手押し台車などで搬入してください。

⑸開場時間外の会場内への車両乗入れ

開場時間外は、閉場30分後（11月7日（日）を除く）から翌日の開場の1時間前まで、指定車両ゲートからの作業車両の場内乗入れを可能とします。

5－2　保税貨物の展示

海外からの出展物および展示資材などをショー終了後ただちに積み戻す場合は、通常の輸入通関をせずに、展示等申告（運送申告）することにより、保税貨物として展示することができます。

1）保税展示場の申請

展示会場については保税展示場の許可申請を行いますので、保税貨物を展示する出展者は、貨物の見込みを2027年8月2日（月）までに所定の「保税貨物明細」（出展者専用ページ）より必ず提出してください。期日までに保税貨物の届出がない場合は、展示ができないことがありますので十分留意してください。

2）保税展示の手続き

出展者が会場へ保税貨物を持込むまでの通関業者、荷扱業者の選定は自由ですが、会場内での保税貨物に係る手続き（通関・運送）については下記の通関業者に委託しますので、下記業者を利用してください。

（株）石川組
国際部
〒140−0011　東京都品川区東大井4−14−2
TEL 03（3474）8102
FAX 03（5460）9841
E-mail: igl-exhi@ishikawa-gumi.co.jp
k_mochizuki@ishikawa-gumi.co.jp

5－3　廃棄物の処理

出展者のショー期間中（搬入搬出期間を含む）に発生する残材・廃棄物は『廃棄物の処理および清掃に関わる法律』などに従って、出展者の排出責任と費用負担で適切に処理してください。

産業廃棄物の処理を廃棄物処理会社に委託する際は、廃棄物管理表（マニフェスト）を交付し、委託した廃棄物が最終処分された事を確認してください。出展小間内清掃および廃棄物収集運搬に関わるご相談は、㈱ビッグサイトサービス（「1−4お問合せ先」参照）でも受付けます。㈱ビッグサイトサービスに出展小間内清掃および廃棄物収集運搬を委託する場合は、2027年10月4日（月）までに所定の「小間内清掃・ワックス清掃申込」（出展者専用ページ）より申込みを行ってください。

企画・デザイン段階から廃棄物削減を考慮し、3R〈リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）〉の推進に努め、産業廃棄物の処理委託にあたっても、極力リサイクルができる処理方法を選択しリサイクル率の向上に努めてください。

6. 施工

6－1 東京ビッグサイト施設諸元

東展示棟ホールデータ

	東1ホール	東2ホール	東3ホール	東4ホール	東5ホール	東6ホール	東7ホール	東8ホール
展示面積	8,670㎡	8,350㎡	8,670㎡	8,670㎡	8,350㎡	8,670㎡	11,680㎡	3,080㎡
天井高	17m（最低部）	17m（最低部）	17m（最低部）	17m（最低部）	17m（最低部）	17m（最低部）	12m（最低部）	10m（最低部）
	31m（最高部）	31m（最高部）	31m（最高部）	31m（最高部）	31m（最高部）	31m（最高部）	13m（最高部）	12m（最高部）
耐積載重量	5t/㎡	5t/㎡	5t/㎡	5t/㎡	5t/㎡	5t/㎡	5t/㎡	5t/㎡
搬入出口	4	2	4	4	2	4	4	2
ホール内設備	天井照明（600ルクス以上（全灯時））、放送設備、空調設備、防災設備、その他							
ピット内設備	電気、給排水、圧縮空気、ガス、通信、光高速通信サービス、TV共聴							
付帯設備	主催者事務室、商談室、休憩更衣室、給湯室、託児室、救護室、東VIPルーム							

西展示棟ホールデータ

	西1ホール	西2ホール	西3ホール	西4ホール	アトリウム	屋上展示場
展示面積	8,880㎡	8,880㎡	4,680㎡	6,840㎡	2,000㎡	6,000㎡
天井高	12m	12m	13～18m	13～18m	23m	
耐積載重量	5t/㎡	5t/㎡	2t/㎡	2t/㎡	0.36t/㎡	2t/㎡
搬入出口	5	5	2	4		
ホール内設備	天井照明（600ルクス以上（全灯時））、放送設備、空調設備、防災設備、その他					
ピット内設備	西1・2／電気、給排水、圧縮空気、ガス、通信、光高速通信サービス、TV共聴 西3・4／電気、通信、光高速通信サービス、TV共聴					
付帯設備	主催者事務室、商談室、休憩更衣室、給湯室、救護室					

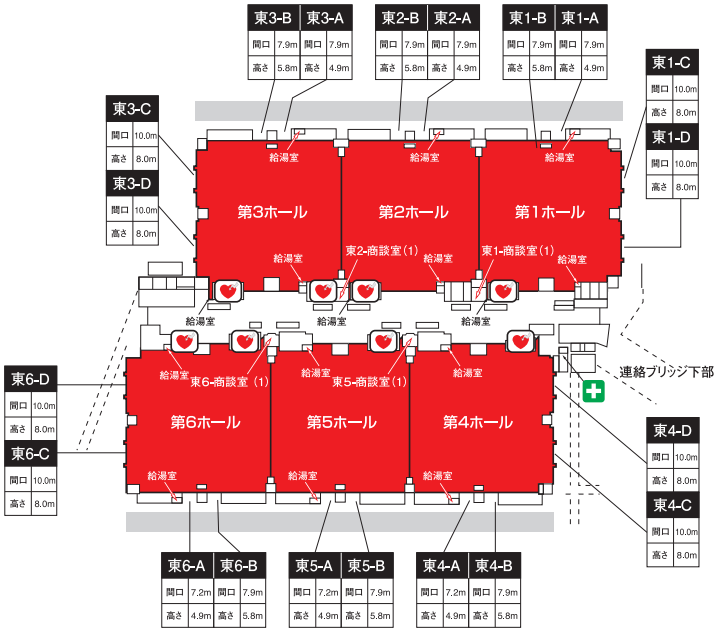
南展示棟ホールデータ

	南1ホール	南2ホール	南3ホール	南4ホール
展示面積	5,000㎡	5,000㎡	5,000㎡	5,000㎡
天井高	12m	12m	13～18m	13～18m
耐積載重量	5t/㎡	5t/㎡	2t/㎡	2t/㎡
搬入出口	3	2	3	2
ホール内設備	天井照明（600ルクス以上（全灯時））、放送設備、空調設備、防災設備、その他			
ピット内設備	南1･2／電気、通信、光高速通信サービス、ＴＶ共聴、給水･圧縮空気（トレンチ内）、排水（ピット内排水管） 南3･4／電気、通信、光高速通信サービス、ＴＶ共聴、給水･圧縮空気（メンテナンススペース）、排水（ピット内排水管）			
付帯設備	主催者事務室、商談室、給湯室、救護室			

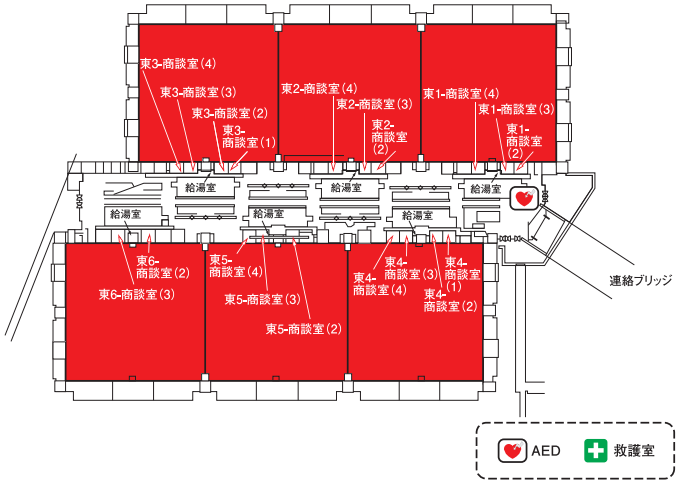
天井吊下げ施工を実施する出展者に限り、自社小間内の垂直上に位置する施設天井照明の消灯を希望に応じ実施します。ただし、消灯を実施する場合は、小間内照度を400ルクス以上確保してください。詳細については「出展者ニュース」にてご案内します。

[東展示棟]

1F

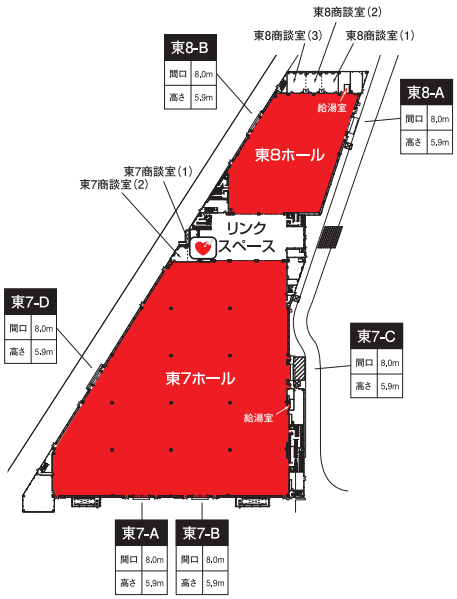


2F



[東新展示棟]

1F

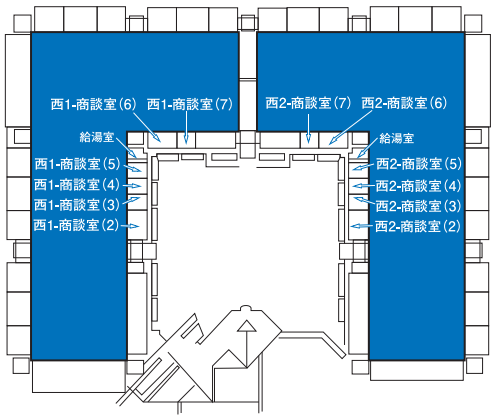


［西展示棟］

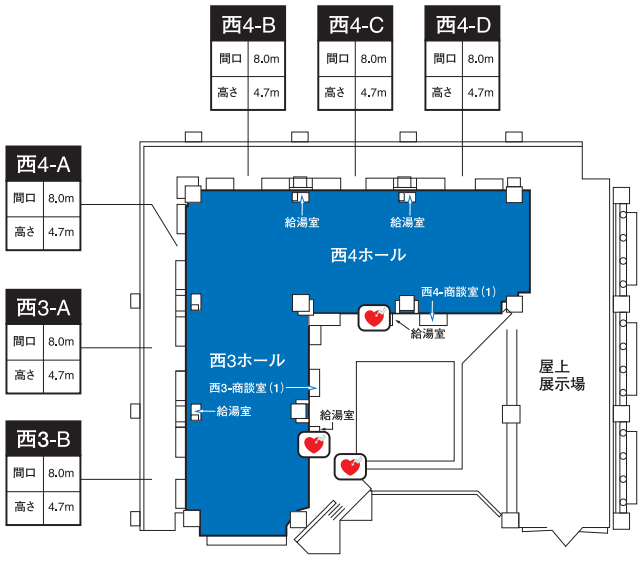
1F



2F



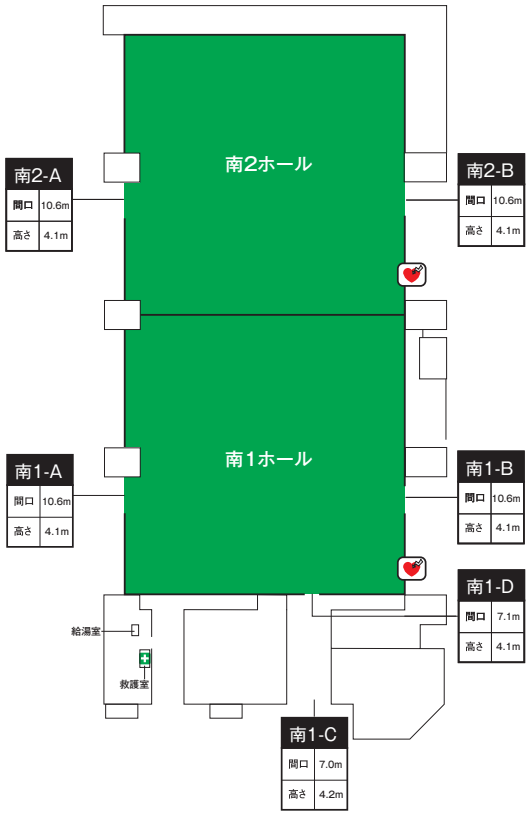
4F



AED　救護室

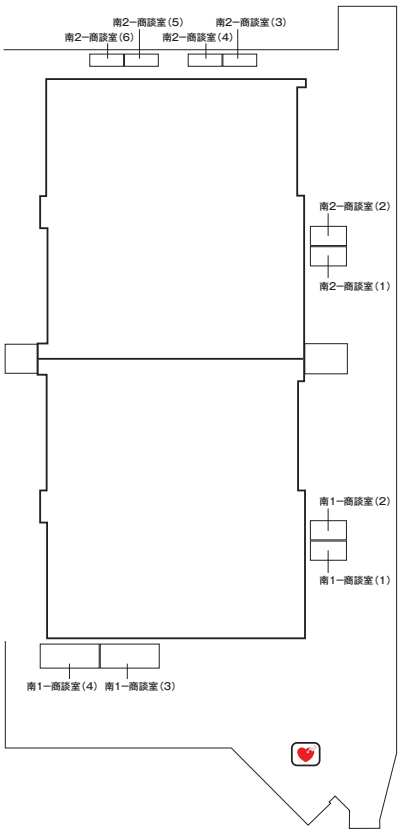
［南展示棟］

1F



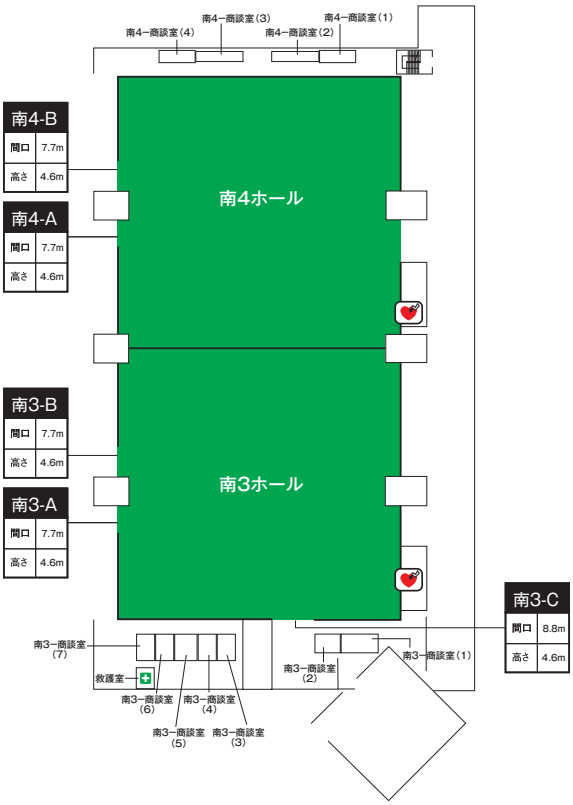
AED　救護室

2F

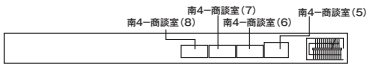


［南展示棟］

4F



5F



AED　救護室

6－2　展示ホール建物に係る工作

1）既設の天井・壁面・アネモ・ガラリ・配管・配線類を支持物として使用することは禁止します。また天井、壁、柱、扉、窓、ガラス、梁、可動間仕切、ピット内への直接工作は禁止します。
2）消火栓・消火器・放水銃・火災報知器・誘導灯・排煙窓開閉装置などの防災設備周辺および点検口周辺は、出展物などで隠蔽しないでください。また、防災上の諸活動並びに避難誘導などの障害をきたさないよう工作してください。
3）空調関係設備の吸込み口・吹出し口周辺は、出展物などで隠蔽しないでください。

6－3　床面工事（アンカーボルトの使用）

展示ホールでは施設物の固定などのため、アンカーボルト（芯棒打込式のみ使用可）を使用することができます。

1）使用申込

アンカーボルトを使用する場合は、2027年9月27日（月）までに所定の「アンカーボルト使用届」（出展者専用ページ）より提出してください。
また、設営後に変更があった場合には、速やかに「アンカーボルト使用位置図」をホール事務局に2部提出してください。

2）留意点

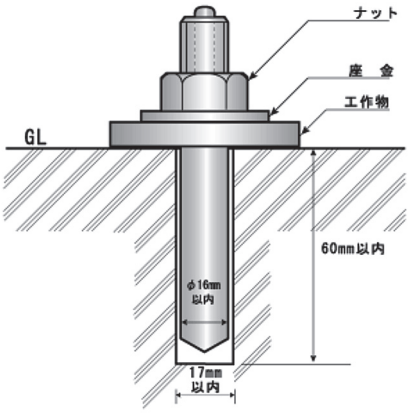
⑴アンカーボルトの床面への打設は、直径16mm以内、深さ60mm以内の芯棒打込式アンカーボルトのみ可能です。（※設置箇所により、上記仕様と異なる場合もあります。）
⑵規格以外のアンカーボルト（例：グリップアンカー、ケミカルアンカー、めねじアンカー）やコンクリート鋲、コンクリートビス、ドライピット鋲などの打設は禁止します。
⑶ピットおよびその周辺部（ピット端部から200mmまで）へのアンカーボルトの打設はできません。
⑷アトリウム、リンクスペースはアンカーボルトの打設はできません。
⑸車体（屋外）部門について、展示エリアによっては通常のアンカーボルトは効果がないため、施設・装飾物を安全のため地面に固定する場合は、施工方法についてあらかじめ東京ビッグサイト事務局まで相談してください。

3）全面的に禁止している事項

⑴床面に掘削、はつりをすること。
⑵ドリル径17mmを超える穴あけ。
⑶建物の壁面、床面および柱面に直接塗料を塗ること。
⑷カーペットなどの裏面に接着剤を塗布して貼り付けること。
⑸その他建物の構造上あるいは管理・運営上、承認できない一切の作業。

4）原状回復

⑴アンカーボルトは、床面から出ている頭部をサンダーで切断してください。ハンマーでの打ち込みやガス溶断による切断は床面を痛めるので禁止します。
⑵出展者が原状回復を行わなかった場合、事務局が任意で処理しますが、その費用は後日出展者に請求します。
⑶出展者が規程外の打設を行った場合や、規程どおりに原状回復しなかった場合は、その費用は後日出展者に請求します。



5）使用料

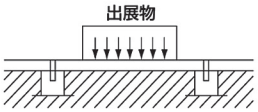
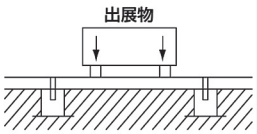
床復旧協力費として、アンカーボルト使用料については、会期終了後に別途請求書を発行しますので、期日までに納入してください。
※アンカーボルト使用料：１本につき1,100円（消費税込）

6－4　重量物の展示

1）重量制限

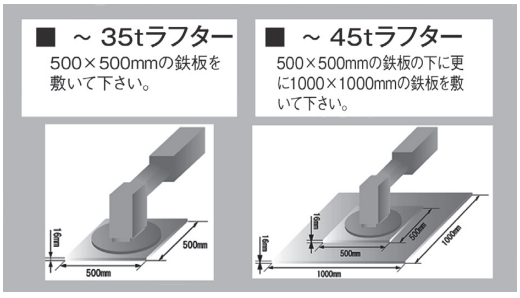
各展示ホールでは施設構造上、重量展示物の設置に際して一部制限がありますので、以下の設置方法および養生方法を確認の上、施設物および出展物の配置を計画してください。
また、下記の出展物重量制限を超える場合は、東京ビッグサイト事務局にご相談ください。

	東1～8ホール、西1・2ホール 南1・2ホール	西3・4ホール 南3・4ホール	アトリウム
床面素材	コンクリート	コンクリート	テラゾータイル
床耐荷重	5t/㎡	2t/㎡	0.36 t/㎡
アンカーボルト	打設可（Φ16mm、シールド深さ60mm以下、ピット蓋上およびピット端部から200㎜までの範囲不可）※設置個所により、上記仕様と異なる場合もあります。	打設可（Φ16mm、シールド深さ60mm以下、ピット蓋上およびピット端部から200㎜までの範囲不可）※設置個所により、上記仕様と異なる場合もあります。	打設不可
出展物の重量制限	・出展物の単体重量が50t以上の場合は東京ビッグサイト事務局までご連絡ください。 ・ピットで囲まれた「区画」単位で総重量の制限があります（次項参照）。このため、1区画に複数の出展物がある場合、東京ビッグサイト事務局は出展物の展示場所などの調整をすることがあります。	・出展物の単体重量が6t以上の場合は東京ビッグサイト事務局までご連絡ください。 ・出展物の単体重量が2t以上から6t以下の場合、隣り合う出展物との間隔が3m以上必要です。このため、東京ビッグサイト事務局は出展物の展示場所などの調整をすることがあります。	・出展物の単体重量が1t以上の場合は東京ビッグサイト事務局までご連絡ください。 ・出展物の単体重量が0.36t以上から1t以下の場合、隣り合う出展物との間隔が2m以上必要です。このため、東京ビッグサイト事務局は出展物の展示場所などの調整をすることがあります。
その他	総重量（自重+積載重量）が45tを超える車両の乗入れはできません。	総重量（自重+積載重量）が10tを超える車両の乗入れはできません。	車両の乗入れはできません。

設置方法	最大積載重量		
	6m × 18m区画	6m × 12m区画	6m × 10m区画
べた置き（均等荷重置き） 	80t	50t	40t
支柱置き（集中荷重置き） 	60tまで かつ 1支柱8tまで	35tまで かつ 1支柱8tまで	30tまで かつ 1支柱8tまで
	*ピットの上には支柱を立てないこと		

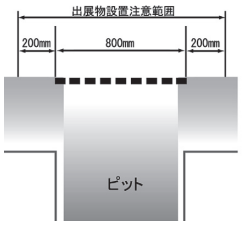
2）施設物および展示物設置時の制限

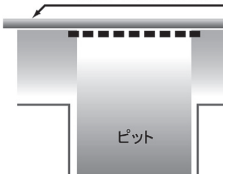
⑴吊下げクレーンは45t以下のラフタークレーンとします。
⑵ピット蓋およびその付近には、アウトリガーベースを載せないでください。
⑶サイズ別アウトリガーベースの養生は右図に示すとおりです。



3）ピットおよびその周辺部

東1～8ホール、西1・2ホールおよび南1・2ホールは3t/㎡以上、西3・4ホールおよび南3・4ホールは1t/㎡以上の施設物および出展物がピットおよびその周辺部（ピット端部から200mmまで）の上部に載る場合は次の図に示す要領で補強してください。詳細は東京ビッグサイト事務局へお問合せください。





※出展物設置注意範囲をカバーするように補強材の鉄板を設置してください。

6－5　天井構造物

屋根および天井となる幕などの構造物を天井に設置する場合は、下記事項を厳守してください。ただし、二重天井となる天井構造物は、本規程によらず、いかなる場合も設置できません。

1）天井構造物の定義

天井構造物とは、屋根および天井となる幕などの構造物で、開放率70%未満のものを言います。
また、発光部が面になる照明などの器具も含まれます。

2）天井構造物設置時の施工措置

天井構造物を設ける場合は、面積や長さに関わらず、消火器の設置が必要です。また、下記「【設置対象表】」に定める面積もしくは長さを超える天井構造物を設置する場合は、以下の⑴および⑵の要件を満たさなければなりません。表中の数値を下回る天井構造物は、消火器以外の消防設備などの設置は原則として必要ありません（消火器を除く）。ただし、四方を壁に囲まれるなどによる閉鎖的な空間の場合、下表対象数値を下回っていても消防設備の設置を求められる場合があります。

【設置対象表】

展示棟	消防設備など設置対象
東展示棟・南展示棟	天井構造物の面積が50㎡を超える天井構造物
西展示棟	天井構造物の幅と奥行のいずれも1.2mを超える天井構造物

⑴次の消防設備のいずれも設置すること
①無線式煙（熱）感知器
②消火器

⑵次の要件のいずれかの措置が講じられていること（ただし、天井構造物の規模や形状によってはいずれの要件も満たす必要がある場合があります。）
①屋内消火栓で有効に警戒できること。
②パッケージ型消火設備を設置し、有効に警戒できること。

3）天井構造物設置時の注意事項

⑴連続する天井面積の上限は500㎡までとなります。小間内に複数の天井構造を設ける場合は、原則として500㎡ごとに5m幅以上の空地（防火帯）が必要となります。詳しくは東京ビッグサイト事務局までお問合せください。

⑵消防設備の設置位置、数量については東京ビッグサイト事務局にあらかじめ相談し、指示に従ってください。
天井構造物を設置する部分でスモークマシン（非危険物）を利用する場合は、無線式熱感知器の設置が必要になります。

⑶天井構造物を設置する部分では、禁止行為の解除（「6－8消防上の規定」参照）は認められません。

⑷火災報知器、パッケージ型消火設備の設置に係る手続き、申請については法令など（「6－8消防上の規定」参照）に従い、出展者が責任を持って実施してください。

4）事前確認と申請書類について

天井構造物の設置を計画する場合は、事前の申請が必要となりますので、2027年9月1日（水）までに所定の「天井構造物設置届」（出展者専用ページ）より提出してください。届出の際は下記書類を合わせて提出してください。なお、二階建施設に含まれる天井構造物については、別途、「二階建施設設計図届」（「6－6二階建施設」参照）にて事前確認と書類申請を行ってください。

⑴天井構造物設置図（平面図、立面図 ※ただし、天井の面積・構造が分かるもの)
⑵消防用設備等配置図（事前に事務局までお問合せくださ東京ビッグサイト事務局までお問合せください。）

6－6　二階建施設

重層構造となる施設は、二階建施設に限り設置できます。設置にあたっては下記事項を厳守し、また来場者の安全にはより一層の配慮をしてください。

1）二階建施設の定義

二階建施設物とは重層構造となる工作物で、上層は人の利用があり、且つ床高が2.1m以上のものとします。ただし、2.1m未満でも下層を来場者の通行、出展物の展示または控室など、何らかの用途に使用するものは、二階建施設と見なします。

2）二階の床面積

連続する二階床面積の上限は500㎡までとなります。小間内に複数の二階建施設を設ける場合は、原則として500㎡ごとに5m以上の空地（防火帯）が必要となります。詳しくは東京ビッグサイト事務局までお問合せください。

3）高さ制限

⑴乗用車、商用車、二輪車、車体（屋内）は、高さ制限（「3－1展示構成」参照）を厳守してください。なお、車体（屋外）部門は、二階建施設を設置することはできません。

⑵部品・機械器具、モビリティ関連部門は、高さ制限（「4－1展示構成」参照）を厳守してください。なお、6小間未満の出展者は二階建施設を設置することはできません。

4）設計および構造

二階建施設の設計にあたっては、安全性に十分配慮してください。また二階の利用目的に応じて次頁の表「二階建施設の設置要件（1）から（7)」を厳守し、これ以外についても、日本の建築基準法に準じた構造としてください。

5）昇降機（エレベーターなど）の設置

来場者用として昇降機（エレベーターなど）を設置する場合は、建築基準法に適合したものを使用してください。なお、この場合、消防設備の設置が必要となる場合があります。

6）消防設備の設置

二階建施設を設置することで、走査型火災検出器、自動火災報知設備、放水銃、スプリンクラーなど消防設備を妨げると判断された場合、別途、無線式煙（熱）感知器、消火器、パッケージ型消火設備の設置が必要となります。

7）図面申請

二階建構造物の設置を希望する場合は、2027年9月1日（水）までに、所定の「二階建施設設計図届」（出展者専用ページ）より提出してください。東京ビッグサイト事務局が確認し、問題のない場合に関して二階建を承認します。なお、設置には以下の各種条件があります。

⑴設置要件

部門ごと、ゾーンごとの高さ制限には、高さ1.2m以上の手すりを含めます。

⑵施工上の設置条件

消防法に基づく安全性を確保するため以下の条件を満たさない場合は二階建構造は認められません。

①二重天井構造としないこと。

②二階部分については、用途を商談室利用など、特定の来場者が利用するためのものに限ること。

※展示物の展示、不特定多数の来場者の利用を希望する場合は、事前に東京ビッグサイト事務局に図面や計画を提出してください。消防署との協議により認められる場合があります。

③周囲の他社出展者に対する十分な配慮を伴った構造とすること。

④二階部分には幅員90cm以上の階段を2ヶ所以上設けること。

⑤二階部分および階段には転落防止のため、高さ1.2m以上の手すりなどの防護柵を設けること。

⑥階段付近に避難口誘導灯または誘導標識を設置すること。

⑦二階部分は、2方向の避難が可能な作りとし、避難方向のわかる標識（高輝度誘導標識など）を設置すること。

⑧柱および梁は、鉄骨構造の不燃材とし十分な強度を有するものとすること。

⑨自動火災報知設備の感知器および走査型火災検出器の感知障害となる場合は、無線式煙（熱）感知器を設置すること。

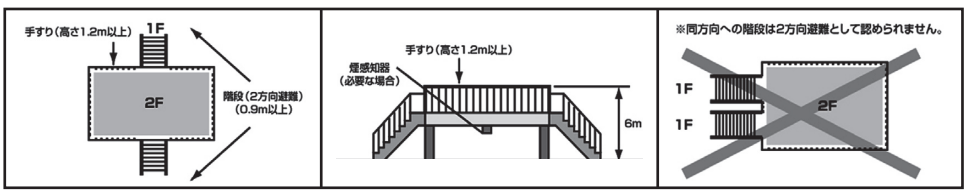
⑩一階部分が、スプリンクラー設備および放水銃の散水障害となる場合は、消火器およびパッケージ型消火設備を設置し有効に警戒すること。

⑪二階部分には消火器を設置すること。

※二階建施設部分では、禁止行為の解除（「6－8消防上の規定」参照）は認められません。

※消防設備の設置位置、数量については東京ビッグサイト事務局にあらかじめ相談し、指示に従ってください。

※火災報知器、パッケージ型消火設備、誘導灯の設置に係る手続き、申請については法令など（「6－8消防上の規定」参照）に従い、出展者が責任を持って実施してください。



■二階建施設の設置要件

項　目	乗用車、商用車、二輪車、車体（屋内）、 部品・機械器具、モビリティ関連部門（共同出展小間を含む6小間以上の出展者）
⑴構造設計	①柱、梁、階段、床などの主要構造部分は鉄骨造としてください。 ②構造設計における仮定荷重は自重のほか、 下記による積載荷重を加えた外力に対して、 安全な構造としてください。
⑵積載荷重 ※1N≒0.102kg	床荷重用　2,900N/㎡ フレーム、基礎用　1,800N/㎡ 地震力用　800N/㎡ ※二階床に車両、その他の重量物を設置する場合は、それぞれの自重を加算して設計してください。
⑶柱および基礎の設計	①展示ホール床の構造および許容荷重は、「6－4重量物の展示」に示されるように、東1～8ホール、西1・2ホール、南1・2ホールは50kN/㎡（長期）、西3・4ホール、南3・4ホールは20kN/㎡（長期）となっています。 ②二階を支える柱（柱に替わる壁、階段梁などを含む）は、各々の軸方向力に応じて、上記の許容荷重以内となるようにベースプレートの大きさを調整してください。また、ベースプレートは必ず床面コンクリート部分にアンカーボルトで緊結してください。 ③ベースプレートがピットにあたる場合は、プレートの大きさはピットで完全に跨ぎ、且つその長さに応じて力の伝達に適正な幅とし、厚さは22mm以上の鋼板、もしくは形鋼のリブ材で補強された鋼板としてください。 ※ただし、材料、工法、補助方法などについて、事前に東京ビッグサイト事務局と協議を行ったものについては、この限りではありません。
⑷階段	①二方向への有効な避難階段を設け、 一階部分には共通通路に面した避難動線用の十分なスペースを小間内に設けてください。 ②階段の構造は、幅90cm以上、蹴上げ18cm以下、踏面26cm以上としてください。 ③スロープとする場合は、勾配は1/8以下とし、床面は粗面仕上げとします。 ④階段の両側には転落防止のため、高さ1.2m以上の手すりなどの防護柵を設けてください。
⑸二階天井	二階には、ルーバー、ネットなど透過性のある工法以外の天井張りは設置を禁止します。
⑹仕上げ制限	一、二階の内装材は下地、仕上げ共に防炎もしくは難燃材以上としてください。
⑺二階手摺	二階部分には高さ1.2m以上の堅固な手すりなどを設けてください。

8）二階への人数制限

二階の利用は、通行可能な二階床面積１㎡あたり1.5人以下に制限すると共に混雑対策、避難誘導用の係員を配置するなど出展者が適正に規制管理してください。なお、「6-6二階建施設、7）⑵②」の協議により不特定多数の来場者による二階の利用が認められた場合は、通行可能な床面積3㎡あたり1人以下に制限すると共に人数管理方法、階段を含む通路の幅、混雑対策、避難誘導用の係員を配置するなど来場者管理の対策について消防署の指導事項に従い、出展者が適正に管理してください。

6－7　天井吊下げ施工

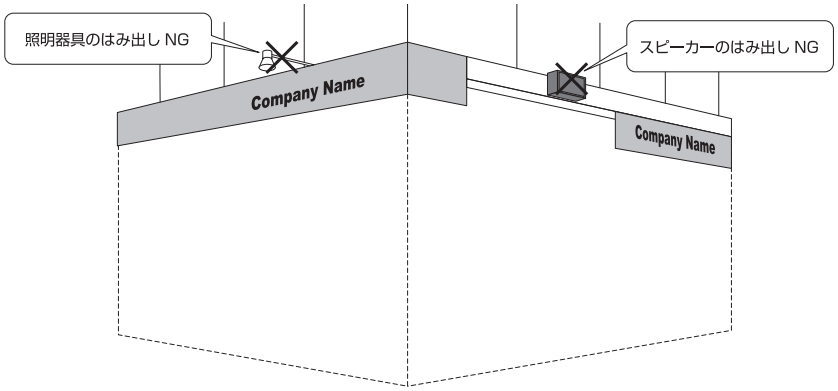
小間内の上空に天井吊下げ施工をする場合は、安全に十分配慮した計画･施工管理に努め、下記の規程を厳守してください。

1）対象部門：乗用車、商用車、二輪車、車体（屋内）部門

※部品・機械器具部門およびモビリティ関連部門は、天井吊下げ施工を行うことはできません。

2）設置可能範囲

小間仕切線の内側とし、照明器具・映像/音響機器や施工物などが突出することを禁止します。ただし、放水銃・煙感知器などの消防設備や他の施設との干渉が発生する場合は、別途調整します。

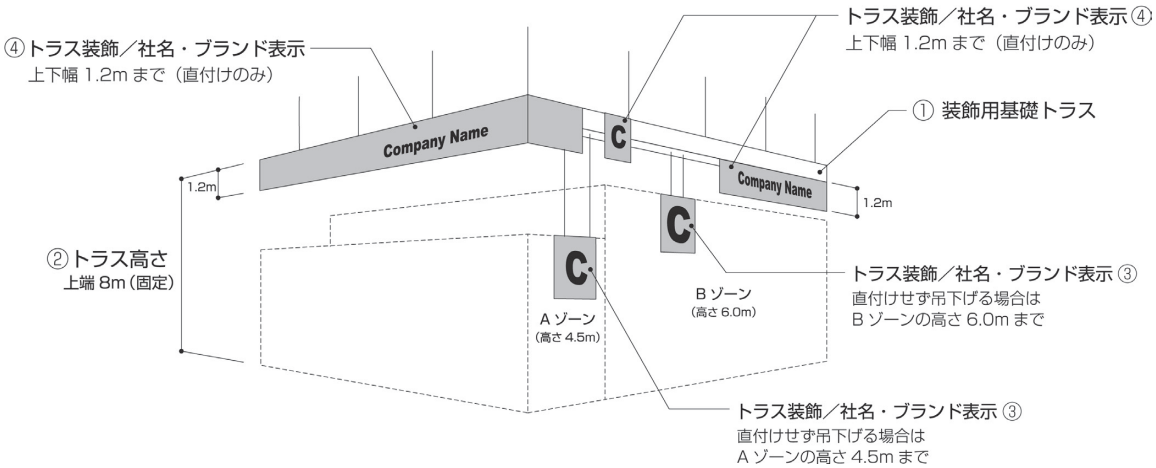


3）高さ制限

天井より施工物を吊下げる場合は、施設天井の吊物用プレートから**①装飾用基礎トラス**を吊下げ、施工するものとします。**②装飾用基礎トラスの高さは上端を施設床面から8.0m**の位置とします。**③装飾用基礎トラスから吊下げる物品については、原則として「３－１展示構成」に定めるゾーンごとの高さ制限の範囲**とします。ただし、**④装飾用基礎トラスに直接施工する下記の物品に限り、この範囲に関わらず設置することができます。**

照明機器、スピーカーなどの音響機材、ルーバー（採光･排煙のために、羽板状の格子を備えた装置）、天井幕、社名･ブランド表示、トラス装飾

※装飾用基礎トラスに「トラス装飾」「社名・ブランド表示」「ルーバー（採光・排煙のために、羽板状の格子を備えた装置）」を直付けする場合は、**上下幅で最大1.2m**とします。ただし、サイズ・形状によっては消防設備の設置もしくは造作の変更を求められる場合があります。



※開放率70%未満の天井幕などの天井構造物を設置する場合には、消防設備の設置が必要となります。別途、「天井構造物設置届」（「６－５天井構造物」参照）にて事前確認と書類申請を行ってください。ただし、二重天井となる天井構造物はいかなる場合も認められません。

※吊り構造トラス、ワイヤー、チェーン、モーターボックスなどの機器は、不燃・難燃材料であることを前提として高さ規制外としますが、目立たない配色（シルバーまたは黒など）のものを使用してください。

4）禁止事項

⑴床面から立ち上げる施工物と天井吊りトラスとを接続することは禁止します。

⑵どん帳、垂れ幕、旗類など、風の影響を受けやすい形状・材料の使用を禁止します。

⑶映像機器（映像モニター、LEDディスプレイなど）は、「３－１展示構成」に定めるゾーンごとの高さ制限の範囲を超えて設置することを禁止します。

⑷演出・照明機器や装飾用トラス自体を上下に可動させることは禁止します。

⑸吊下げトラスなどに揺れを発生させる演出、照明機器の取り付けを禁止します。ただし、トラスに固定された照明機器が照射方向を変えるムービングライトなどの設置は可とします。

5）吊り位置と重量

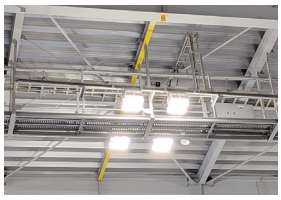
自社小間内の垂直上に位置する施設天井の吊物用プレートを使用してください。吊物用プレート以外の既存施設物（吊物用プレートのあるボール、梁、柱、配管など）から吊下げることは一切禁止します。ただし、出展小間の垂直上に吊物用プレートがない場合は、東京ビッグサイト事務局との事前の協議により、桁トラスとしての利用に限り、自社小間内の垂直上の吊物用プレート以外からの吊下げが可能となる場合があります。
吊物用フックの荷重制限は下表のとおりです。
荷重制限につきましては、遵守の徹底をお願いいたします。

場　所	荷重制限
東1～8ホール	300kg/1ヶ所
西１～4ホール	
南1～４ホール	

東1~6ホール



東7・8ホール



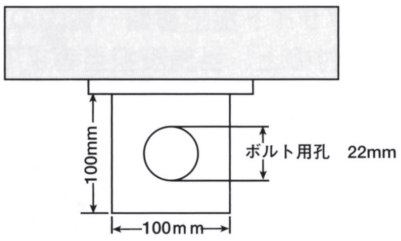
西1・2ホール



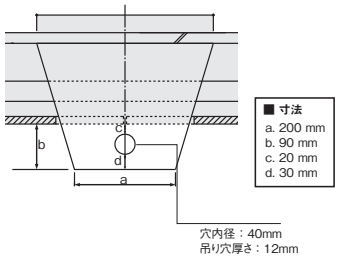
南1・2ホール



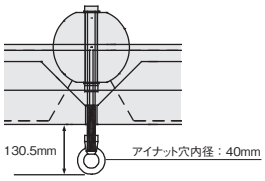
●東1～東8ホール／西3～4ホール



●南1・2ホール

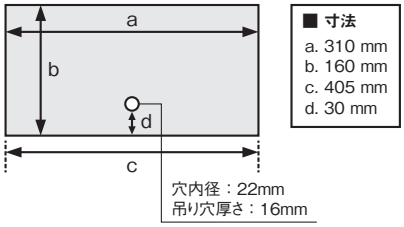


●南3・4ホール

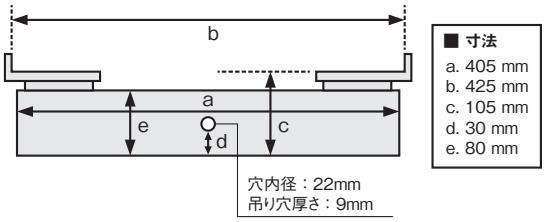


●西1・2ホール（2種有。詳細位置は天井吊規程図（小間割決定後に展開）にて案内します。）

①鉄骨リブ



②鉄骨リブ下面



6）電源供給

各社小間内の展示場床面に開閉器を設置し供給しますので、電気工事設計図（「7－1電気」参照）に開閉器の希望位置を明記し、提出してください。また、開閉器から吊下げトラスへの配線は各社の責任において各自施工してください。

※展示ホール天井からの電源供給はできません。

7）留意点

⑴周囲の出展者の視界や、ホール内の見通しの妨げにならないよう配慮した計画、配色としてください。

⑵照明の垂直照射が自社小間内に落ちるようにしてください。

⑶照明の光線や熱が、来場者や他の出展者の迷惑にならないよう配慮してください。

⑷空調の吹き出し口付近、搬入搬出口などからの風の吹き込みによって吊上げたものが煽られるなどの危険が発生しないよう、充分考慮した安全な設計としてください。

⑸展示ホール内の吊物作業はキャットウォークからは行えません。

⑹高所作業車は利用者にて用意してください。

⑺吊物用フックとロープ部の巻き付け部分は事故防止のために必ず養生をお願いいたします。

⑻空調などで吊物の揺れが激しい場合は移設していただく場合があります。

⑼吊物用プレートの一部は、空調吹出口の真上に位置します。この吊物用プレートを使用する場合には、空調吹出口に接触しないような施工をしてください。その他も含め、会場施設への接触や損傷が認められた場合は、会期中であっても当該施工物の撤去をお願いする場合があります。また、いかなる理由にせよ、万一、会場施設の損傷が認められた場合は、事務局および会場が被った損害額並びに修理費を弁償いただく場合があります。

⑽トラスと吊物を繋ぐロープ類は原則として垂直方向のみとしてください。Y字吊りは、各吊物用プレートへの荷重の分散が確認できないことから禁止といたします。

⑾消防設備などの障害にならないように設置場所を考慮してください。

⑿設置機材には補助ワイヤーを取り付けるなどの安全措置を施してください。

⒀装飾トラスを吊るためのチェーンは安全のため、装飾用トラスの継ぎ部分に緊結するとともに、落下防止用ワイヤーを装飾用トラスより1.0m以内に設置してください。

⒁会期中に吊りトラスを設置位置から下ろしてメンテナンスなどの作業を行う場合は、ホール事務局に報告し、閉場30分後から開場1時間前の開場時間外に行ってください。

⒂吊構造に起因する事故が発生した場合、すべての責任を出展者が負うものとします。

⒃装飾用トラスにスピーカーを取り付ける場合は、取付角度をスピーカーの中心軸が垂直下向きから45°以内とし、且つ自社小間の小間仕切線を越えないようにしてください。（「8－2音響設備の運用」参照）

8）事前確認と申請書類について

吊下げ施工を計画する場合は、事前の申請が必要となりますので、2027年9月1日（水）までに所定の「天井吊下げ施工届」（出展者専用ページ）より提出してください。届出の際は下記書類を合わせて提出してください。

なお、申請内容が上記規程に合致しない場合は仕様変更を求める場合があります。

⑴吊構造仕様書（平面図、立面図）

⑵重量配分図

6－8　消防上の規定

1）展示施設の材料（防炎規制）

装飾資材

・防災上、使用する装飾資材は下記の事項に注意してください。
不適格な資材を使用した場合、消防署より、防炎物品などへの交換または撤去を命じられます。

⑴合板、しなベニヤ、プリントベニヤは厚さに関係なく、防炎性能を有したもので、表面に消防法施行規則第4条の4に規定する様式の防炎品ラベルが貼付され、裏面に「商品名」と「防炎」の文字を付したものまたは、平成17年消防庁告示第5号に定める難燃処理を施した旨の表示があるものを使用してください。

⑵防炎合板に厚い布を装飾貼付する場合は、防炎性能を有するものを使用してください。ただし、薄い布を防炎合板に全面密着して使用する場合は差し支えありません。

⑶展示用合板、カーテン、暗幕・装飾幕など、どん帳、布製ブラインド、じゅうたんなど、防炎物品は、消防庁長官の登録を受けたもの、テント類・シート類などの防炎製品は、防炎製品認定委員会の定めた基準などに基づき公益財団法人日本防炎協会が認定したものを使用してください。
会場での防炎加工は禁止します。

⑷防炎表示は、防炎物品および防炎製品の各々に付けてください。
防炎物品の表示は、消防法施行規則第4条の4の規定する様式で消防庁長官の登録を受けた者の登録番号および当該物品の防炎性能を確認した登録確認機関名が記されたものに限ります。防炎製品の表示は、公益財団法人日本防炎協会が交付したものに限ります。

⑸ウレタン、アセテート、ポリエステル、アクリル、またはナイロンなどの石油･化学製品は工作物として極力使用しないでください。ただし、スチロールなどを切文字程度で来場者の手の届かない場所で使用する場合は除外します。

⑹やむを得ず防炎性能が確認できていない防炎対象物品などや海外で認定された装飾資材を使用する場合は、所要の申請書とサンプルを公益財団法人日本防炎協会にご提出いただき、品質管理などに係る試験成績書の交付を受け、基準に適合している事を証明してください。

⑺特異な装飾材は、事前に消防署の承認を受ける必要がありますので、資料をお持ちの上、2027年9月1日（水）までに東京ビッグサイト事務局までご連絡ください。日本の消防法で定めた防炎性能を有した装飾資材のみ使用が可能です。

⑻火気を使用する工事には、消火器を設置して作業を行い、当該工事は、必要最小限としてください。
また、火花が飛散する範囲には可燃物を置かないでください。
溶接、溶断作業を行う場合は、火花が飛散する範囲に加え、作業範囲内にも可燃物を置かないでください。
あるいは、可燃物に対し不燃性シートなどによる遮蔽をしてください。

防炎ラベル（例）





2）火元責任者の選定（全出展者）

出展者は小間内の安全確認（特に最終退出時）の責任者として火元責任者を定め、2027年9月1日（水）までに所定の「小間内責任者届」（出展者専用ページ）を登録してください。
なお、火気･危険物品のない出展者も、必ず火元責任者を登録してください。

3）禁止行為

各展示ホール内は火災予防条例により、以下の３つの行為が禁止されています。
⑴喫煙
⑵裸火の使用
⑶危険物品の持込み
出展物の実演のためにやむを得ない場合に限り、消防署の承認を受けた後に、「⑵裸火の使用」、「⑶危険物品の持込み」の禁止行為を解除できる場合があります。しかし､立入検査の際に防火管理､危険防止措置が不完全な場合は､設備の改修、使用禁止などが命ぜられ、承認されないことがあります。なお、天井構造（二階建施設を含む）部分では禁止行為の解除は認められません。

4）喫煙

会場内は、小間内、ホール内、共用部分も含め、搬入出期間および会期中とも全面禁煙です。喫煙は所定の場所にて行うようご協力お願いいたします。

5）火気･危険物品使用の解除に伴う届出

会期中に、火気･危険物品を取り扱う出展者は、2027年9月1日（水）までに所定の「禁止行為解除承認申請」（出展者専用ページ）を提出してください。この届出書類は事務局が一括して消防署に提出し、審査を受けます。開催前日に立入検査がありますので必ず立会いをお願いいたします。

ご協力のお願い！　～危険物品の使用量を締切厳守で申請してください～
・消防署への申請は、出展者単位では無く、展示会として事務局で一括申請します。 よって、１社の変更や遅延が全体の規制に関わりますので、締切厳守で申請してください。 ・危険物品の種類･数量･位置や機械ごとの距離が明確にわかる資料を提出してください。 （危険物を保管するストックルームや内蔵または露出する機械などを含めた小間レイアウト） ・持込み数量は必要最小限としてください。 幅5.0m以上の通路で区画されたエリアごとに持込み数量が定められており、これを超える数量を持込むことはできません。（P.35【消防法別表第一に定める危険物（抜粋)】の表参照） ・上記エリアごとで指定数量を超える場合には、出展者の持込み数量などを調整いたします。あらかじめご了承ください。

⑴**裸火の使用**

①裸火の定義
・気体、液体、固体燃料を使用する設備器具
・電気を熱源とする設備器具では、外部に露出した発熱部の表面温度がおおむね４００度以上のもの
・炎、火花を発生させる行為

②裸火使用の要件
＜使用単位＞
・各展示ホール内はガス消費熱量の使用限度（kW）が定められております。一定の使用限度を超えることが想定される場合は、使用制限を行うことがあります。
・火気使用設備の実演使用は、同一小間における同一機種一点のみとします。
・装飾としてのキャンドル･アルコールランプなどは使用できません。

＜使用位置＞
・周囲の可燃物から火災予防上安全な距離を確保してください。
・ホール避難口から5.0m以上の距離を確保してください。ただし、不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断した場合を除きます。
・危険物品およびその他易燃性物品から5.0m以上の距離を確保してください。ただし、不燃材料で造ったつい立てなどで防火上有効に遮断した場合を除きます。
・可燃物が転倒または落下するなどのおそれがない場所で使用してください。
・地震などにより容易に転倒または落下するおそれのない状態で使用してください。

③安全措置

・火元責任者などによる監視および使用後の点検などの体制を講じてください。
・使用者が裸火の使用を容易に停止できる措置を講じてください。
・裸火を使用する小間ごとに消火器（能力2単位以上（P36「消火器ラベル表示例」参照）を配置してください。
・火気器具はその特性、性能などが明確でかつ安全性を確認してください。
・ガス器具を使用する場合は、器具の直近に使用者が消火器･ガス漏れ警報機を設置してください。
・ガス配管は金属管とし、継ぎ手はネジ、フランジまたは溶接とし、床面に固定してください。ただし金属管とそれ以外の管を接続する場合は、差込接続としてください。
・液化石油ガスの容器は、容器組込型（カートリッジタイプ）としてください。
・排気筒は屋外に出してください。
・火を出すものは可燃物から火災予防上安全な距離を確保してください。目安としては、火炎の長さおよび幅が20cm以内の場合、可燃物との離隔距離は60cm以上となります。実施する場合は東京ビッグサイト事務局まで相談ください。
・液体燃料を使用するものは必要最小限の量とし、開場時間中は絶対に給油しないでください。
・裸火は入場者などに危険を及ぼさないよう防護措置を設けてください。

⑵**危険物品の持込み**（※出展物などのタンク内の燃料なども危険物品となります。）

①危険物品の定義

・ガソリン、軽油等引火性液体類、酸化性固体･液体等消防法別表第1に掲げる危険物（P.35【消防法別表第一に定める危険物(抜粋)】の表参照）
・火災予防条例別表第7に掲げる可燃性液体類および可燃性固体類
・火薬取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬、爆薬、火工品およびがん具用煙火
・一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）に定めるプロパン、アセチレン、水素、アンモニアガスなど可燃性ガス

【リチウムイオン電池の取り扱いについて】

・実演を伴うEV自動車などのリチウムイオン電池（電解液）は危険物品の持込み（禁止行為）に該当します。実演には、車両走行のほか、車両に搭載されたリチウムイオン電池（アクセサリー用蓄電池を除く）によりヘッドライトを点灯すること、オーディオ機器・アクセサリーソケットなどを使用可能な状態にすることも含まれます。実演を希望する出展者は、2027年9月1日（水）までに所定の「禁止行為解除承認申請書」（出展者専用ページ）を提出してください。

・なお、EV自動車・バイク以外のリチウムイオン電池を搭載した機器（ロボット、電動自転車、電動キックボード、電動車いすなど）を出展者などが確認できる範囲に持込み、機器の取扱説明書などどおりに使用する行為は、危険物品の持込み（禁止行為）の対象外となります。

ただし、使用機器に搭載されるリチウムイオン電池の大きさが車両に搭載されているものと同等またはそれ以上の場合は、禁止行為解除申請の対象となります。判断がつかない場合は、東京ビッグサイト事務局までご連絡ください。

出展物（例）	出展状況	禁止行為の解除承認申請
ＥＶ自動車	展示	不要
	稼働	必要
ＥＶバイク	展示	不要
	稼働	必要
電動自転車	展示・稼働	不要
電動キックボード	展示・稼働	不要
電動車いす	展示・稼働	不要
シニアカー	展示・稼働	不要
取扱説明書等で使用方法が確認できないリチウムイオン蓄電池を搭載した機器	展示	不要
	稼働	必要
リチウムイオン蓄電池を搭載した機器が試作品で、取扱説明書等による使用方法が定められていないもの	展示	不要
	稼働	必要

※車両展示のみの場合は、危険物品の持込み（禁止行為）の対象外となります。
ただし燃料電池車（FCV）などで、搭載される水素の容量が30㎥以上となる場合は、所定の届出が必要になりますので、東京ビッグサイト事務局まで事前にご相談ください。

【水素の取り扱いについて】

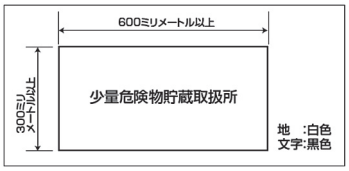
燃料電池車（FCV）の実演などのために､水素タンクやカートリッジボンベなどに貯蔵した水素を会場に持込み、使用する場合は、危険物品の持込み（禁止行為）に該当します。また、持込まれる水素ガスの総質量が5㎏を超えるまたは容器の総容量がガス質量5㎏を超える場合は、東京消防庁本庁との協議が必要となりますので、2027年8月17日（火）までにあらかじめ東京ビッグサイト事務局までご相談ください。
なお、水素を扱った実演は、壁、天井で囲われた密閉構造内で行うことはできず、また、天井構造部分にて、ガスボンベや水素吸蔵合金など、貯蔵した水素を使用・保管などすることはできません。

②少量危険物の小間内表示について

消防法により「少量危険物貯蔵取扱所」と認められた場合、出展者は小間内に下記少量危険物取り扱いおよび火気厳禁の表示を設置しなければなりません。なお、標識は東京ビッグサイト事務局で作製いたします。

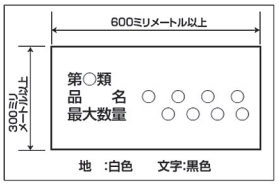
＜火災予防条例施行規則別表1＞

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識

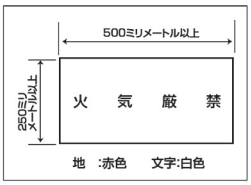


＜火災予防条例施行規則別表2＞

少量危険物の類、品名及び最大数量を掲示した掲示板



火気厳禁の掲示板



③危険物品の位置

・ホール避難口から危険物は水平距離6.0m以上、その他の危険物品は3.0m以上の距離を確保してください。ただし、耐火構造の壁で防火上有効な遮断をした場合を除きます。

・危険物品は火気使用場所から水平距離で5.0m以上の距離を確保してください。ただし、不燃材料で造ったつい立てなどで防火上有効な遮断をした場合を除きます。

④安全措置

・火元責任者などによる監視および点検などの体制を講じてください。

・危険物品を持込む小間ごとに適応する消火器（※能力2単位以上）を配置してください。

※下図の様な消火器に貼付されたラベルの能力単位欄において、Aに続く数字が2以上である消火器のこと

消火器ラベル表示例

型式番号	消第○○号
製造年	20××年
製造番号	12345
能力単位	A−○・B−○・C
放射距離	3～6m

・液体危険物を取り扱う配管は金属管とし、継ぎ手はネジ、フランジ、溶接とし、床面に固定してください。

・液体危険物を飛散させるおそれのある機器には、不燃材で飛散防止措置を講じてください。

・接触、混合発火のおそれがある危険物品は、同一場所では取り扱わないでください。

・開場時間中は、液体危険物の補給を行わないでください。

・出展物などのタンク内の燃料は必要最小限としてください。

・がん具用煙火は他の物品と混在させず、蓋のある不燃材の容器で取り扱ってください。

・その他、危険物品の性状に応じた対応策を講じてください。

【消防法別表第一に定める危険物（抜粋）】

類　別	品　名	性　質	指定数量（ℓ）	少量危険物 該当数量（ℓ） ※指定数量の1/5以上	備　考
第四類	特殊引火物	—	50	10	ジエチルエーテル等
	第1石油類	非水溶性液体	200	40	ガソリン等
		水溶性液体	400	80	
	アルコール類	—	400	80	アルコール度数60%以上
	第2石油類	非水溶性液体	1,000	200	切削油、灯油、軽油等
		水溶性液体	2,000	400	
	第3石油類	非水溶性液体	2,000	400	潤滑油、重油等
		水溶性液体	4,000	800	
	第4石油類	—	6,000	1,200	ギヤー油、シリンダ油等
	動植物油	—	10,000	2,000	—

※指定数量以上の持込みは認められません。

特殊引火物　ジエチルエーテル、二硫化炭素、その他1気圧において、発火点が100℃以下のものまたは引火点が零下20℃以下で沸点が40℃以下のもの

第1石油類　アセトンおよびガソリンの他1気圧において、引火点が21℃未満のもの

アルコール類　エタノール他、アルコール濃度60%以上のもの＊

第2石油類　灯油、軽油の他1気圧において、引火点が21℃以上70℃未満のもの

第3石油類　重油およびクレオソート油の他1気圧において、温度20℃で液状であるもので引火点が70℃以上200℃未満のもの

第4石油類　ギヤー油およびシリンダー油の他1気圧において、温度20℃で液状であるもので引火点が200℃以上250℃未満のもの

動植物油　動物の脂肉などまたは植物の種子もしくは果肉から抽出した1気圧において、引火点が250℃未満のもの

＊注）ただし、アルコール含有量60%以上のアルコール消毒液を展示ホール内に持込む場合でも、次のすべてに該当するものは禁止行為（危険物品の持込み）の対象外となり申請は不要です。

・日常の手指消毒用にアルコールを使用する行為（手指消毒用に持込み、常時使用するアルコールであること。）

・容器の最大容積が500ml以下であること。
・容器に容量、成分などが記載されていること。
なお、詰め替え用など交換・補充用に準備した別の容器を置いておく行為は、必要最小限の持込み量を超えていると見なされ、禁止行為に該当するためご注意ください。
【例】
a. アルコールスプレー(容器の容積500ml以下)を1本持込み使用する。➡ 禁止行為に非該当
b. アルコールスプレー(容器の容積500ml以下)を複数持込み使用する。➡ 禁止行為に非該当、ただし、必要最小限であること
c. アルコールスプレー(容器の容積500ml超)を1本持込み使用する。➡ 禁止行為に該当
d. 詰め替え用にアルコール(容器の容積500ml以下を含む)を持込む。➡ 禁止行為に該当

6）消防設備の設置

天井構造の設置、二階建施設の設置、禁止行為の解除承認申請などにより消防設備の設置が必要となる場合は、それぞれ出展者専用ページより設置位置図などの書類提出を行うとともに、以下の手続が必要となります。

⑴無線式煙（熱）感知器

施設の防災センターと連動する必要があるため、㈱ビッグサイトサービスの提供する無線式煙（熱）感知器を使用してください（1基39,600円（消費税込））。取り付け工事は㈱ビッグサイトサービスにて行います。消防署への届出は事務局にて行います。申込みする場合は、2027年9月27日（月）までに、所定の「無線式煙（熱）感知器・消火器使用申込」（出展者専用ページ）より申込みを行ってください。使用料は会期終了後に請求書を発行しますので期日までに納入してください。

⑵消火器

出展者自身で持込みするか、㈱ビッグサイトサービスにリース申込みを行ってください（リースの場合　1本4,400円（消費税込））。リースの申込みをする場合は、2027年9月27日（月）までに、所定の「無線式煙（熱）感知器・消火器使用申込」（出展者専用ページ）より申込みを行ってください。出展者自身による消防署への届出は必要ありません。使用料は会期終了後に請求書を発行しますので期日までに納入してください。

⑶パッケージ型消火設備

出展者自身で持込み、設置をしてください。設置にあたっては以下の書類の消防署への届出が必要です。
消防設備士などの有資格者による適切な工事および届出書類の作成を行ってください。
①工事整備対象設備等着工届出書（「届出者名」は工事業者名）
※着工の21日前までに東京ビッグサイト事務局に提出し、記載内容の確認を受けた上で、着工の10日前までに出展者自身で消防署に提出してください。
②消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（「届出者名」は管理権原者名）
※着工の21日前までに東京ビッグサイト事務局に提出し、記載内容の確認を受けた上で、設置後速やかに出展者自身で消防署に提出してください。

⑷誘導灯または誘導標識（高輝度蓄光式）

出展者自身で持込み、設置をしてください。誘導灯の設置にあたっては以下の書類の消防署への届出が必要です。
消防設備士などの有資格者による適切な工事および届出書類の作成を行ってください。
また、誘導標識（高輝度蓄光式）を設置する場合は、出展者自身による消防署への届出は必要ありません。
①消防用設備などまたは特殊消防用設備などの設置計画の届出（「届出者名」は管理権原者名）
※着工の21日前までに東京ビッグサイト事務局に提出し、記載内容の確認を受けた上で、着工の10日前までに出展者自身で消防署に提出してください。
※設置個数５つ以下の場合、届出は不要です。
②消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（設置後速やかに管理権原者名により届出）
※着工の21日前までに東京ビッグサイト事務局に提出し、記載内容の確認を受けた上で、設置後速やかに出展者自身で消防署に提出してください。

設備名	(1) 無線式煙 (熱) 感知器	(2) 消火器	(3) パッケージ型 消火設備	(4) 誘導灯または誘導標識 (高輝度蓄光式)
持込・設置者	㈱ビッグサイト サービス	出展者持込 または ㈱ビッグサイトサービス からレンタル可能	出展者持込・設置	出展者持込・設置
料　金	レンタル・設置: 39,600円/基 (税込)	レンタル: 4,400円/本 (税込)	-	-
申込方法	(出展者専用ページ) 「無線式煙 (熱) 感知器・消火器使用申込」	(出展者専用ページ) 「無線式煙 (熱) 感知器・消火器使用申込」	-	-
申込期限	2027年9月27日 (月)	2027年9月27日 (月)	-	-
消防署への届　出	事務局が消防署へ届出	不要	出展者自身で消防署への届出が必要 ①工事整備対象設備等着工届出書 (着工10日前まで) ②消防用設備等設置届出書 (設置後速やか)	誘導灯: 出展者自身で消防署への届出必要 ①消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置計画の届出 (5つ以下は不要) ②設置届出書 (設置後速やかに) 誘導標識: 届出不要
備　考	料金は会期終了後に請求	料金は会期終了後に請求	上記届出はいずれも着工の21日前までに東京ビッグサイト事務局に提出し、開催内容の確認を受けてください。	上記届出はいずれも着工の21日前までに東京ビッグサイト事務局に提出し、開催内容の確認を受けてください。

7. 設備

7－1 電気

1）電気使用申込

自社の出展小間に電気を希望する場合は、2027年9月1日（水）までに、所定の「電気使用申込」（出展者専用ページ）より申込みを行うとともに、「電気工事設計図」を同ページより提出してください。
また、「電気工事設計図」の図面協議を電気工事業者の立ち会いの上で実施します。図面協議の対象者は、「乗用車・商用車・二輪車・車体部門」の出展者となります。会場、時間などは東京ビッグサイト事務局から別途連絡します。（2027年9月中旬を予定）

2）電気供給限度および電気方式

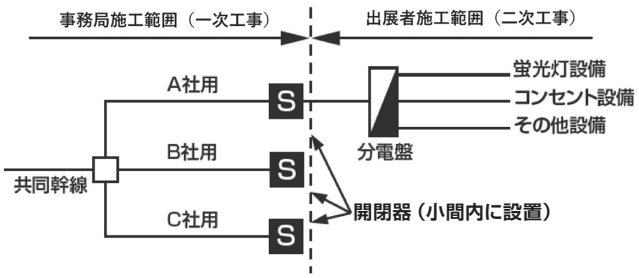
⑴電気幹線工事（一次工事）にて供給する電気方式、周波数は次のとおりです。

供給区分	電流値	周波数	電圧	電気方式
展示電灯	30Aまで	50ヘルツ	100V	交流単相２線式
展示動力	30A超過	50ヘルツ	100V・200V	交流単相３線式
展示動力	すべての電流値	50ヘルツ	200V	交流三相３線式

⑵定電圧、定周波数または特定の電圧、周波数を必要とする場合は、出展者において必要な装置を設置してください。
⑶１PS（馬力）は1kWに換算します。

3）工事費と使用料

⑴電気幹線工事（一次工事）は事務局で小間内の一端まで配線します。
なお、申込容量（電灯・動力共）３線式200Aまでは、１個の開閉器で供給し、それ以上の申込容量に対しては、３線式200Aごとに１回路の目安で開閉器を設けます。



⑵小間内電気工事（二次工事）は出展者において施工するものとし、その設備費は出展者の負担とします。
⑶展示電灯・展示動力とも1kWにつき下記料金とします。（消費税込）
①電気幹線工事費（一次工事）　22,000円
※400Vの電気幹線工事費については、上記金額と異なりますので、東京ビッグサイト事務局にお問合せください。
※電気幹線工事費は会期前（9月下旬以降）に別途請求します。電気幹線工事費は電気使用申込に基づき、請求書を発行します。なお、請求書発行以降の幹線工事費の減額、返金は致しかねます。
②電気使用料（期間を通して）　19,800円（料金は電力価格に応じて改定される場合があります。）
※電気使用料は会期後に別途請求します。
⑷電気幹線工事費および電気使用料は、上記料率により請求書を発行しますので期日までに納入してください。

4）変圧器（トランス）などの持込み

変圧器などを持込む場合は、東京ビッグサイト事務局までご相談ください。

5）小間内電気工事

⑴電気工事は日本国内の電気工事士法に基づく所定の資格を有する者が施工してください。
⑵電気工事業者は電気事業法、電気設備技術基準の関係法令に基づき、遺漏のないよう施工してください。
⑶小間内電気工事は電気工事設計図に従って2027年10月26日（火）までに完了してください。
⑷電気用品は規格適正品を使用してください。蛍光灯、高圧水銀灯は高力率を使用してください。高電圧ネオン（設備容量２kVA以上）の使用は禁止します。
⑸異常電波を発信する機器、その他、保安に関わりのある機器の設置に関しては、事前に東京ビッグサイト事務局と協議してください。
⑹配線は原則としてケーブル工事としてください。
⑺配線は小間境界線より通路側に突出して配線しないでください。
⑻電線の接続は圧着端子を使用し、コードの流し引、または接続器なしにコードを接続しないでください。
⑼複数の配線がある場合は、分電盤を設けてください。
⑽人が触れるおそれがある機器または対地電圧が150Vを超える機器は、必ず接地工事を施してください。接地線の直径は1.6mm以上としてください。
⑾白熱電灯、抵抗器、その他の熱を発する機器は、可燃材と接触したり、また可燃物を加熱するおそれのないよう設置してください。また機器の配置は、来場者の危険とならないよう十分注意してください。
⑿施工にあたっては特に火災の防止、人体または財物の損傷、その他の事故予防に万全の注意を払ってください。
⒀電気工事完了時には送電に先立つ安全の確認、絶縁抵抗測定、接地線の接続確認などを実施してください。

6）電気設備の保守

小間内電気設備の一切の保守は各出展者で行ってください。また事故防止と万一の事故に備え、各出展者の電気工事業者は、原則として会場に常駐して、保守点検に遺漏のないようにしてください。

7）小間内への送電

⑴電気の供給は原則として2027年10月26日（火）～11月7日（日）までとします。

⑵期日前に機械の調整、試運転のため、特に電気の供給を必要とする場合は、可能な範囲において供給します。
希望する早期送電の日時は「電気工事設計図」に記載し、「電気使用申込」(出展者専用ページ）にアップロードしてください。
なお、早期送電を希望する電気系統は、開閉器ごとに図示してください。
会場内の壁コンセントは使用できません。搬入出作業の際に電源が必要な場合は既存の作業用コンセントを使用してください。

⑶閉場後は毎日各小間の電源を切ってください。

8）保護装置

⑴電源異常および事故による停電、または電圧降下のため実演出展物を損傷した場合、事務局はその責任を負いませんので、出展者は実演にあたり事故防止のための充分な保護装置を施してください。

⑵映像機器などを設置する場合は、漏電および電源ノイズの対策として、絶縁トランスを使用する方法もありますので、考慮してください。

7－2　給排水

1）給水使用申込

自社の出展小間に給水設備を希望する場合は、2027年9月1日（水）までに、所定の「給水使用申込」（出展者専用ページ）より申込みを行うとともに、「給水使用位置図」を同ページより提出してください。なお、西3・4ホールでは、給排水設備の設置はできません。

2）基本設備

事務局では出展者の申込みにより、基本設備（給水取出口・量水器）を、小間付近のピット内に設置します。

3）工事費と使用料

⑴小間付近までの基本設備（給水取出口・量水器）工事費は下記のとおりとし、会期終了後に別途請求書を発行しますので期日までに納入してください。

引込配水管サイズ	同時使用可能水栓口数	負担金（消費税込）
φ13mm	2口	84,700円/本
φ20mm	4口	121,000円/本
φ25mm	7口	157,300円/本
φ32mm	12口	193,600円/本

※上記を超えるサイズを必要とする場合は別途決定します。

⑵給排水（上下水道）使用料は、1㎥につき1,100円（消費税込）とし、会期終了後量水器に基づき別途請求します。
（料金は東京都給水条例で改定される場合があります）

4）出展者の給排水工事の施工

⑴事務局が設置する給水取出口から先の小間内給排水設備は、出展者の負担で施工してください。

⑵排水の方法は、小間付近の機械ピットのスチール蓋部分から機械ピット内に排水してください。従って、配管は機械ピット内の架台下部分まで敷設してください（西3～4ホールおよび南展示棟を除く）。
ただし、臭気などを生じる排水については機械ピット内受口まで配管してください。

⑶多量の水および水圧を要する場合は、事前に東京ビッグサイト事務局に届け出るとともに自己の負担で加圧装置を設けてください。

5）保護装置

断水または水圧低下などの事故により障害のおそれがある場合は、あらかじめ保護装置を設けてください。事務局では、このことによる一切の責任を負いません。

6）小間内への供給

給水の供給は原則として2027年10月26日（火）～11月7日（日）までとします。

7）原状回復

出展者が施工した給排水設備は、会期終了後すみやかに自己の責任で原状回復を行ってください。

7－3　臨時通信設備

事務局では出展者の申込みにより、会期中およびその前後の指定期間中、出展小間内に共有回線インターネット、光高速通信回線、ローカル5Gを臨時に架設します。

1）使用申込

自社の出展小間内に臨時通信設備を希望する場合は、2027年9月27日（月）までに、所定の「臨時通信設備使用申込」（出展者専用ページ）より㈱ビッグサイトサービスのWEBフォームにて、「㈱ビッグサイトサービス　通信回線サービス担当」へお申込みください。
なお、下記URLからも直接お申込みいただけます。

㈱ビッグサイトサービスWEBフォーム
https://www.bigsight-services.co.jp/organizer-exhibitor/exhibition/network.html

2）使用期間

出展者の臨時通信設備使用期間は次のとおりとします。

2027年10月25日（月）～11月8日（月）12：00（15日間）

3）工事費と使用料

通信設備の工事費と使用料は以下のとおりとし、東京ビッグサイト事務局より会期終了後に別途請求書を発行しますので、期日までに納入してください。

回線種類		工事費（消費税込）
共有回線　インターネット	最大10Mbps	33,000円/回線
	最大100Mbps	55,000円/回線
光高速通信回線	最大10Mbps	77,000円/回線
	最大100Mbps	110,000円/回線
ローカル5G　※西展示棟のみ	上り100Mbps 下り200Mbps以上	110,000円/ローカル5G端末 （専用Sim内蔵ルーター）

※小間内（二次側）工事をご希望の場合は、別途有料で提供いたします。

ご希望の出展者の方は下記までお問合せください。

㈱ビッグサイトサービス　通信回線サービス担当

TEL：03（5530）1107，FAX：03（5530）1106

E-MAIL：tsushin@tokyo-bigsight.co.jp

4）ルータ（通信機器）の受け渡し

ルータ（通信機器）は、使用開始日の2027年10月25日（月）夕方頃を目途に申込者の小間内に架設することによって、引渡しとします。

7－4　出展者用控室

1）出展者控室を以下部門の出展者に対し、希望により有料で貸出しますが、施設には限りがあり、全ての希望者に用意することができない可能性があります。なお、対象部門以外の出展者に対しては共同休憩室（無料）の設置を検討します。

対象部門：乗用車･商用車・二輪車・車体（屋内）部門

2）プレハブなどへ通信回線設置を希望する場合は、「㈱ビッグサイトサービス　通信回線サービス担当」（「7－3 臨時通信設備」参照）までご相談ください。

施設構造上の理由により、臨時通信設備がご利用いただない場合がございます。

3）車体（屋外）部門の出展者がプレハブなどの設置を希望する場合は、変更可能な段階で設置計画図を東京ビッグサイト事務局に提出の上、了承を受けてください。ただし、最終提出期限は2027年8月2日（月）とします。なお、プレハブの設置は事務局での一括施工としますが、装飾・備品などの設置は出展者にて行ってください。

詳細については「出展者ニュース」にてご案内します。

8. 小間の運営・演出

8－1 実演・演出

1）出展物の実演

出展者は、出展物のより深い理解を得るため、小間内で実演をすることができます。実演によって発生するおそれのある人体または財貨の損傷、火災および通行の障害などの危険防止については万全の措置を講じてください。実演にあたり、消防法その他関係法令は厳守してください。

⑴ターンテーブルなどを設置する場合は、衣服や手足、指などの巻き込みなどが発生しないよう計画してください。また、混雑時は一時運転を停止するなど事故防止の運営に努めてください。

⑵照明機器などの発熱による火傷の防止対策を講じてください。

⑶特に強度の音響、光線、熱気、煙、塵埃（じんあい）、ガス、臭気、振動などを発生することが予想される場合は、予防措置を講じ、他に迷惑を及ぼさないよう適宜処置をとってください。

⑷展示ホール内では、エンジンを始動することはできません。

⑸触れさせる出展車両は警報器が鳴らない措置を講じてください。

⑹展示ホール内でスモークマシンなどによる発煙は可能です。ただし、消防設備として光電式分離型煙感知器などの感知器が、煙により発報するおそれがあるため、これらの消防設備の障害となるような過度な発煙を伴うスモークマシンなどの利用は禁止します。また、スモークマシンなどによる発煙を伴う実演を実施する場合は、東京ビッグサイト事務局に運営計画書を提出してください。（8－1 実演・演出、3）運営届出書の提出を参照）

⑺事務局は、会場の保全、秩序の維持、公衆の安全、他の出展者の影響などで支障があると認めた実演については、出展者に対し必要な対策を要求し、実演の制限または中止を命じます。

⑻万一、実演によって来場者その他に損害を与えた場合には、当該出展者が責任を持って対応してください。

2）展示演出

展示演出を行う場合は、下記を条件とします。

⑴出展物に対する理解をより深めるための企画内容であり、かつ自社小間内で完結する企画としてください。

⑵来場者の安全には十分配慮し、隣接小間に音、光、ドライアイスによる発煙などで迷惑をかけ、また雑踏（共通通路の通行障害を含む）により来場者に著しい混乱が生じるおそれのないようにしてください。

3）運営計画書の提出

会場内での発煙を伴う実演(ドライアイスやスモークマシンの使用) などや会場周辺で実施する試乗会などについては、2027年9月1日（水）までに運営計画書（事務局指定の様式による）を東京ビッグサイト事務局に提出してください。なお、必要に応じて東京ビッグサイト事務局で調整する場合があります。ただし、その実行段階において不測の事態が発生するおそれがある場合あるいは発生した場合は、東京ビッグサイト事務局より企画の変更または中止を命じる場合があります。

※危険物品に該当する液体を用いたスモークマシンを使用する場合は、別途禁止行為の解除申請が必要になります。（「6-8 消防上の規程」参照）ただし、天井構造物（「6-5 天井構造物」参照）を設置する部分で、禁止行為の解除は認められません。

※「無線式煙感知器」の設置が必要となる天井構造物（「6-5 天井構造物」参照）を設置する部分で、ドライアイスによる発煙、スモークマシンの使用などを実施する場合は、煙感知器の誤発報を防ぐために、「無線式熱感知器」に変更する必要がございますので、東京ビッグサイト事務局までご連絡ください。

8－2 音響設備の運用

音響設備の使用にあたっては、騒音を抑制し快適なショー環境を実現するため、過度の音量を発しないよう、規程に従って自主管理し、隣接出展者に迷惑を掛けないよう計画してください。

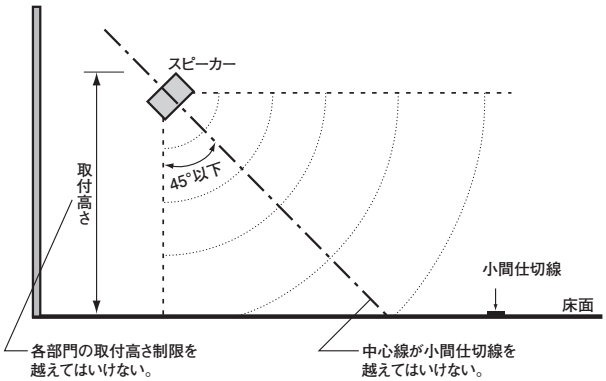
展示ホール内全体の騒音対策として、小間内で使用する音響設備の運用については、下記のとおり制限します。

1）スピーカーの取付位置

⑴乗用車、商用車、二輪車、車体部門：「3－1展示構成、2）ゾーン構成と高さ制限」に準ずる。
※Aゾーン4.5m以下、Bゾーン6.0m以下。天井吊りトラスに設置する場合を除く。

⑵部品・機械器具、モビリティ関連部門：「4－1展示構成、2）高さ制限」に準ずる。
※高さ2.7m以下。ただし、小間仕切線より50cmセットバックした範囲は4.5m以下。

⑶取付角度はスピーカーの中心軸が垂直下向きから45°以内とし、且つ自社の小間仕切線を越えないこととします。



2）音量の制限

⑴音量は最高77dB（A）以下としてください。
⑵測定器で検知できない重低音についても、周囲の出展者に十分配慮してください。
⑶音響設備を使った演出については、出展者相互で隣接出展者との時間調整を行ってください。
⑷**プレスブリーフィング実施中は同一展示ホール内**（西1ホール／西2ホール／西3･4ホール／南1･2ホール／南3･4ホール／東1～3ホール／東4～6ホール／東7・8ホールの単位とします。）での**音出しを全面禁止**とし、**例外的にブリーフィング実施社のみが、音出し可能**とします。
⑸取材環境整備を目的に各プレスデーの全プレスブリーフィング終了後についても、各社ブース内のBGMのご使用は音量を控えるなど、ご協力をいただけますようお願いいたします。
⑹会期中の閉場時刻より30分間は、来場者の速やかな退場を促すため、音響装置の使用、リハーサルなどを禁止します。ただし、終礼などの目的でマイクを使用する場合を除きます。

3）音量測定

事務局では、下記により巡回測定を実施します。
⑴測定場所
①乗用車、商用車、二輪車、車体部門（屋内）は小間仕切線上で測定します。
②部品・機械器具、モビリティ関連部門は共通通路中央で測定します。
⑵測定は原則として高さ1.5mの位置で測定します。また、音源の特定をするため、必要に応じレーザーポインターを使用します。
⑶測定器はJIS C1503またはC1502に準拠する騒音計を使用し、ピークでの測定値を基準とします。

4）音量規程違反出展者への対応

音量測定により音量超過が認められた出展者または周囲への著しい影響のある重低音を発する出展者に対しては、改善勧告を行い、出展者はこれに従わなければなりません。改善されない出展者に対しては下記の罰則を適用します。
なお、音量制限内であっても来場者を驚かすような不快な音などにより、苦情があった場合も同様の扱いとします。
⑴改善勧告が通算で３回目となった場合：翌開催日の午前中、音響設備の使用禁止。
⑵上記⑴の処分が３回目となった場合：翌開催日から会期終了までの全時間、音響設備の使用禁止。

5）ワイヤレスマイクの使用

ワイヤレスマイクロフォンを使用する場合は、「ワイヤレスマイク使用届」（出展者専用ページ）により使用する周波数を東京ビッグサイト事務局へ提出してください。
ただし、利用状況によっては、出展者間に限らず、ショー会場周辺の一般通信機器と混信するおそれがあることを前提に、出展者の責任で使用してください。
混信があっても事務局では一切責任を負いません。なお、A型ワイヤレスマイクについては、一般社団法人特定ラジオマイク運用調整機構により、周波数の事前調整が実施されます。
（なお､各小間での運用周波数プラン作成に約1週間掛かる為､2027年10月13日（水）までに届出を締め切ります。）
※日本国内では、日本の電波法に基づいたワイヤレスマイク（A型、B型など）以外使用できません。
※東京ビッグサイトでは、TVホワイトスペース35chにてエリア放送（フルセグ）が運用されています。当該周波数との干渉が考えられますのでご注意ください。

6）運用責任者の常駐

音響設備の運用責任者は小間内に常駐し、規程に従い音響設備が運用されるよう常時管理してください。

8－3　小間内勤務者

フロア勤務者は来場者に混乱を与えないために役割名を明記した名札を着用してください。
また英語（外国語）対応可能の目印も記載してください。

（例）　営業相談員・技術相談員・案内係・通訳（INTERPRETER）・運営担当者・広報担当員

8－4　調査・アンケート

1）調査・アンケートの実施届

小間内で行う調査・アンケートについては自由とします。
ただし、小間外での実施を希望する場合は、2027年9月1日（水）までに所定の「調査・アンケート実施届」（出展者専用ページ）より届出を行うとともに、実施概要（調査目的、希望の日時･場所、調査員数、予定サンプル回収数、アンケート用紙／様式任意）を東京ビッグサイト事務局に届出し、その承認を得てください。

2）調査・アンケートの制限

⑴場　　所：事務局が指定する場所（別途指定）とします。
⑵調 査 員：多数の調査員を動員したデモンストレーション的な実施は認めません。また、服装は私服とし、事務局指定の腕章を着用してください。
⑶内　　容：自社商品などに関わる調査を主体とし、他社を誹謗するような項目は認めません。
⑷実施方法：カウンター、机、椅子、テント、サインなどの施設および拡声装置などを用いての宣伝行為は禁止します。

3）調査・アンケートに対する謝礼

小間内外の実施とも謝礼をする場合は、一人当たり最高で市価500円（消費税込）以内の物品とします。ただし、提袋（プレスデー除く）、風船は一切配布禁止とします

8－5　物品の配布

来場者へのカタログ・パンフレットの配布は可とします。それ以外の物品を配布する場合は、一人当たり最高で市価500円（消費税込）以内の物品としますが、手提袋（下記参照）、風船は配布禁止とします。物品によっては、事務局より配布の中止を申入れる場合があります。

手提袋の制限
来場者への手提袋の配布は一切禁止とします。
ただし、プレスデーにおける取材用資料の配布に使用する手提袋の配布については、制限はありません。
また、商談等で手提袋を使用する場合、小間内のクローズドな場所（商談室等）での配布としてください。

8－6　飲食物

1）飲食物取扱の申請

飲食物を取り扱う場合は、保健所への届出もしくは許可が必要となります。詳しくは下記のお問合せ先までご連絡ください。

お問合せ先
江東区保健所　生活衛生課　食品衛生
〒135-0016　東京都江東区東陽2－1－1
TEL（直通）　03（3647）5882　FAX　03（3615）7171
※お問合せ、届出についてはすべて日本語での対応が必要となります。

2）飲食物の配布、試飲・試食

不特定多数の来場者へ個包装された食品（飴、クッキーなど）、紙パックやペットボトルなどから試飲用カップに少量注ぐ飲料提供およびペットボトル、缶などの飲料を個包装のまま配布する場合は、食品取扱届の提出に加え、次の要件を満たしてください。

⑴アルコール飲料の配布はできません。
⑵必要な衛生設備を設置してください。「食品取扱における衛生設備の設置要件」参照
⑶出展者の責任において実施し、小間内での提供・ゴミの回収まで完結してください。
⑷小間外への汚損が見られた場合、事務局より該当出展者に清掃実費を請求します。

3）飲食サービス

・出展者自身または業務委託（ケータリングなど）により飲食サービスをする場合は、8-6-2)-⑴～⑷の順守に加え、飲食店営業の許可が必要となります。該当する場合は、江東区保健所にお問合わせください。
・常温で保存しても腐敗、変敗、その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生のおそれがない個別包装された食品（例：カップ麺やスナック菓子などの長期保存可能な食品）以外の食品を販売する場合も、江東区保健所へ営業届の申請が必要です。
※詳　細：https://www.city.koto.lg.jp/260404/fukushi/ese/shokuhin/documents/20250903155052.pdf
※申請書：https://www.city.koto.lg.jp/260404/fukushi/ese/shokuhin/documents/20260327112554.pdf

[食品取扱における衛生設備の設置要件]
a.あらかじめ容器包装された食品をそのまま配布するまたは密封された既成品の飲料を使い捨て容器で少量提供する。
・特に手洗い用シンクなどの設備は必要ありません。衛生的な食品の取り扱いをしてください。
ただし、温度管理が必要な食品を取り扱う場合は、冷蔵設備を設置してください。
b.食品を小分けまたはその場で器具類を用いずに抽出する飲料を使い捨て容器で提供する。
・必要な設備：①手洗い用シンク（石けんと消毒液付）
②必要により冷蔵設備
c.食品を包丁・コーヒーメーカーなどの器具類を用いて加工・抽出などして提供する。
またはa.b.に該当する飲食物を、洗浄を必要とする食器類で提供する。
・必要な設備：①１槽シンク
②手洗い用シンク（石けんと消毒液付）
③必要により冷蔵設備
d.食品を加熱調理して提供する。
a.b.c.以外の提供方法
・必要な設備：①１槽シンク以上
②手洗い用シンク（石けんと消毒液付）
③必要により冷蔵設備
④必要により給湯設備
（注）
・水は上水道直結の飲用適のものを使用すること。
・手洗には消毒装置（石けんと手指の消毒液）を設置すること。
・展示ホール内の給湯室の使用は原則として認められません。
・必要に応じて使い捨て手袋、アルコール消毒スプレーなどを併用して調理上の衛生管理に努めること。
・使い捨て手袋、アルコール消毒スプレーなどの使用のみをもって手洗いの代用とすることは認められません。
・手洗い、流しはそれぞれ専用とし、共用は認められません。

8－7　出展者の自社小間内での物品販売

出展者（全部門）の自社小間内における、出展者オリジナルグッズの販売を可能とします。

1）対象物品

⑴ 販売可能な物品は、下記のとおりとします。

・出展者のオリジナル（オフィシャル）グッズ

※出展者のショールームやWEBサイト、および自社系列のチャネルなどで既に販売しているグッズに限る。

・本ショーのロゴを配したグッズ

※事前に事務局の確認・了承を得たものに限り可とし、会場内限定販売とします。

※ロゴ使用に関してはロゴ使用料の支払いが必要です。 ロゴ使用料は「ロゴ使用グッズ売上総額（消費税抜）の10%相当額」とし、その額に消費税を加算してお支払いいただきます。

⑵ 飲食物の販売（クッキー・飴・チョコレートなど、常温で保管が可能なお菓子など）は保健所への届出が必要となります。

詳細については「8-6 飲食物、 1）および2）」を参照してください。

2）禁止事項

⑴ 事務局が販売するエコバッグ（紙・布など）と競合する簡易な手提袋の販売は禁止します。

※事務局が販売予定のエコバッグの形状などにつきましては、改めて2027年7月頃に出展者ニュースにてご案内します。

⑵ オフィシャルスポンサーと競合する、以下に該当するグッズの販売は禁止します。

1．1/64 スケールのミニカー

2．本ショーロゴを配したミニカーやモデルカー

3．ショー限定ミニカーやモデルカー(会場販売のみ、期間中の販売のみ)

⑶ グッズ販売を主目的とした出展は禁止します。

3）出展者オリジナルグッズ販売届の提出

⑴ 出展者オリジナルグッズを販売する場合､2027年9月27日（月）までに所定の「出展者オリジナルグッズ販売届」（出展者専用ページ）より提出してください。また、本ショーロゴを配したグッズを販売する場合も同販売届により提出してください。

4）その他運営面における留意事項

⑴ 販売・在庫管理は自社小間内で完結させてください。

⑵ 万一、来場者その他に損害を与えた場合、また商品に関わるクレーム、破損、交換などの対応については、当該出展者が責任を持って対応してください。

⑶ 販売に際して、危険防止には万全の措置を講じてください（来場者導線の確保など)。

⑷ 待機列が生じた場合は、他出展者への迷惑を掛けないように出展者自身で整理してください。(自社小間仕切線に沿った待機列の誘導など）なお、激しく混雑が見られた場合は、事務局から販売中止を申入れる場合があります。

8－8　撮影（取材対応を含む）・配信などに関わる留意事項

1）自社小間および開催風景・雑観の撮影・配信などにおいて、個人を特定できる情報（個人の容貌を含みます）および著作物を記録し、それをWEBサイトやSNS、雑誌などの媒体に掲載する場合、当該被写体の著作権・肖像権に抵触しないよう適切な処理を行ってください。万が一トラブルがあった場合、事務局は一切その責任を負わず、出展者において解決いただきます。

2）撮影・配信などに当たり、来場者動線、本ショー運営の妨げや他出展者の迷惑にならないようご配慮ください。

3）搬入期間中の撮影・配信などについては、「5-1搬入搬出、6）(11)」を参照してください。

4）残業対象時間に撮影・配信などを実施する場合は、「5-1搬入搬出、3)および5)」を参照の上、必要な届出を行った上で実施してください。

8－9　プレスブリーフィング

10月27日（水）および28日（木）のプレスデー期間中､出展者小間内にてプレスブリーフィングを実施いただけます。

1）対象部門

原則として、下記のとおり。

10月27日（水） 乗用車、商用車、二輪車、車体（屋内）部門

10月28日（木） 部品・機械器具、モビリティ関連部門

※10月28日（木）のプレスブリーフィングの対象については、運営上の時間的制約により、出展小間数を基準として、プレスブリーフィングを実施できる出展者の範囲を設定します。

対象となる出展小間数は、出展申込状況を勘案のうえ、「出展者ニュース」にてご案内します。

2）実施スケジュール

各日の実施スケジュールは、6月頃に実施予定の希望アンケートの結果を踏まえ、事務局にて調整のうえ、ご案内します。

9. 規程の違反、解釈の疑義

規程に違反した出展者および同規程の解釈（和文規程優先）に疑義が生じた場合の対応は下記によるものとします。

1）事務局が規程に違反または規程主旨にそぐわないと判断した場合は、出展者に改善の申入れを行います。
2）1）により改善がはかられない場合、または同規程の解釈に疑義が生じた場合には、事務局によりその対応を協議し、その最終判断に基づき当該出展者に改善を命じます。
なお、この協議による結論は最終決定とし、異議申立てや損害賠償請求の申立てをすることはできません。
3）2）により改善の申入れを受けた出展者は、改善内容および改善日程などを文書で事務局に提出してください。
4）2）により改善の申入れを受けた出展者が改善を行わない場合は、この事実を公表すると共に当該出展者の次回本ショーの出展を認めないことがあります。

＜規程の変更＞
事務局は必要と認めた場合、この規程の一部を変更することがあります。
変更された規程内容は、出展者ニュースまたはその他の方法で通知いたします。

10. 備考

10–1 一般社団法人　日本自動車工業会の概要

■名　　称　一般社団法人　日本自動車工業会(略称:自工会)
Japan Automobile Manufacturers Association, Inc(略称:JAMA)
■所 在 地　〒105-0012　東京都港区芝大門1-1-30　日本自動車会館
海外事務所:北米事務所(ワシントン)、欧州事務所(ブラッセル)、北京事務所
■設　　立　1967年(昭和42年)4月3日
■目　　的　本会は、我が国自動車工業と関連産業の健全な発達を図り、もって持続可能な経済およびモビリティ社会の実現、更には社会課題の解決に寄与することを目的とする。
■事　　業　1.⑴自動車の生産、輸出および市場に関わる調査、研究並びに各種統計関連資料の作成および刊行
⑵以下の事項に関わる調査、研究、提言、および実現に向けた活動
①自動車の安全技術に関わる事項
②自動車の環境技術に関わる事項
③自動車のサプライチェーン領域(製造、販売、物流)に関わる事項
④次世代モビリティ社会の実現に関わる事項、およびモビリティ産業の創出に関わる事項
⑶モビリティおよびモータースポーツ等に関する各種行事の開催、並びに関連出版物等の作成、刊行
⑷前各号に関わる啓発、広報活動並びに自動車および自動車産業に関わる理解促進
⑸前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業
2.前項に掲げる事業は、国内または海外において行うものとする。
■役員構成　会長、副会長、専務理事、常務理事、理事、監事
■会　　長　佐藤　恒治
■会　　員　いすゞ自動車株式会社、カワサキモータース株式会社、スズキ株式会社、株式会社SUBARU、
ダイハツ工業株式会社、トヨタ自動車株式会社、日産自動車株式会社、日野自動車株式会社、
本田技研工業株式会社、マツダ株式会社、三菱自動車工業株式会社、三菱ふそうトラック・バス株式会社、
ヤマハ発動機株式会社、UDトラックス株式会社(社名50音順)
■会　　友　ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社

10−2 東京モーターショーおよびJapan Mobility Showの記録

東京モーターショー

回数	西暦	会期			期間（日）	会場	入場料 税込(円)	会場内面積（㎡）	展示小間面積（㎡）	出展会社数（社）	出展車両数（台）	入場者数（人）
		元号	年	月　日								
1	1954	昭和	29	4.20～4.29	10	日比谷	無　料	14,999	4,389	254	267	547,000
2	1955	〃	30	5.07～5.18	12	〃	無　料	14,999	4,689	232	191	784,800
3	1956	〃	31	4.20～4.29	10	〃	4/20～22=20、以降無料	14,999	5,405	267	247	598,300
4	1957	〃	32	5.09～5.19	11	〃	20	14,999	6,049	278	268	527,200
5	1958	〃	33	10.10～10.20	11	後楽園	30	28,050	6,094	302	256	519,400
6	1959	〃	34	10.24～11.04	12	晴海	50	44,653	8,996	303	317	653,000
7	1960	〃	35	10.25～11.07	14	〃	50	44,653	11,025	294	358	812,400
8	1961	〃	36	10.25～11.07	14	〃	100	79,236	13,470	303	375	952,100
9	1962	〃	37	10.25～11.07	14	〃	100	107,710	21,209	284	410	1,049,100
10	1963	〃	38	10.26～11.10	16	〃	100(プレミアショー500)	141,756	28,921	287	441	1,216,900
11	1964	〃	39	9.26～10.09	14	〃	100(プレミアショー500)	137,002	34,889	274	598	1,161,000
12	1965	〃	40	10.29～11.11	14	〃	100(プレミアショー500)	136,002	36,800	243	642	1,465,800
13	1966	〃	41	10.26～11.08	14	〃	120(チャリティショー500)	148,433	39,089	245	732	1,502,300
14	1967	〃	42	10.26～11.08	14	〃	200(チャリティショー500)	125,086	35,732	235	655	1,402,500
15	1968	〃	43	10.26～11.11	17	〃	200(チャリティショー500)	139,356	39,819	246	723	1,511,600
16	1969	〃	44	10.24～11.06	14	〃	200(チャリティショー500)	128,693	38,552	256	722	1,523,500
17	1970	〃	45	10.30～11.12	14	〃	250(チャリティショー500)	134,967	41,298	274	792	1,452,900
18	1971	〃	46	10.29～11.11	14	〃	250(チャリティショー600)	122,247	33,550	267	755	1,351,500
19	1972	〃	47	10.23～11.05	14	〃	250(チャリティショー600)	108,103	26,395	218	559	1,261,400
20	1973	〃	48	10.30～11.12	14	〃	300	115,720	34,232	215	690	1,223,000
21	1975	〃	50	10.31～11.10	11	〃	500	108,074	28,381	165	626	981,400
22	1977	〃	52	10.28～11.07	11	〃	600	117,500	30,633	203	704	992,100
23	1979	〃	54	11.01～11.12	12	〃	700	117,500	34,969	184	800	1,003,100
24	1981	〃	56	10.30～11.10	12	〃	800	114,700	34,332	209	849	1,114,200
25	1983	〃	58	10.28～11.08	12	〃	800	111,650	35,130	224	945	1,200,400
26	1985	〃	60	10.31～11.11	12	〃	900	114,780	40,734	262	1,032	1,291,500
27	1987	〃	62	10.29～11.09	12	〃	900	112,800	38,662	280	960	1,297,200
28	1989	平成	1	10.26～11.06	12	幕張	1000	173,820	41,844	338	818	1,924,200
29	1991	〃	3	10.25～11.08	15	〃	1200	210,300	45,635	336	783	2,018,500
30	1993	〃	5	10.22～11.05	15	〃	1200	211,300	46,924	357	770	1,810,600
31	1995	〃	7	10.27～11.08	13	〃	1200	211,300	47,941	361	787	1,523,300
32	1997	〃	9	10.24～11.05	13	〃	1200	211,300	48,693	337	771	1,515,400
33	1999	〃	11	10.22～11.03	13	〃	1200(乗用車・二輪車)	211,300	45,394	294	757	1,386,400
34	2000	〃	12	10.31～11.04	5	〃	1000(商用車)	133,000	24,773	133	248	177,900
35	2001	〃	13	10.26～11.07	13	〃	1200(乗用車・二輪車)	211,300	42,119	281	709	1,276,900
36	2002	〃	14	10.29～11.03	6	〃	1000(商用車)	133,000	24,837	110	224	211,100
37	2003	〃	15	10.24～11.05	13	〃	1200(乗用車・二輪車)	211,300	40,839	268	612	1,420,400
38	2004	〃	16	11.02～11.07	6	〃	1000(商用車)	133,000	24,465	113	206	248,600
39	2005	〃	17	10.21～11.06	17	〃	1200(乗用車・二輪車)	211,300	40,211	239	571	1,512,100
40	2007	〃	19	10.26～11.11	17	〃	1300	211,300	44,587	241	517	1,425,800
41	2009	〃	21	10.23～11.04	13	〃	1300	54,000	21,395	109	261	614,400
42	2011	〃	23	12.2～12.11	10	東京	1500	82,660	35,187	174	402	842,600
43	2013	〃	25	11.22～12.1	10	〃	1500	82,660	38,293	178	426	902,800
44	2015	〃	27	10.29～11.8	11	〃	1600	82,660	38,354	160	417	812,500
45	2017	〃	29	10.27～11.5	10	〃	1800	82,660	39,708	153	380	771,200
46	2019	令和	1	10.24～11.4	12	〃	2000	80,520	30,457	192	-	1,300,900

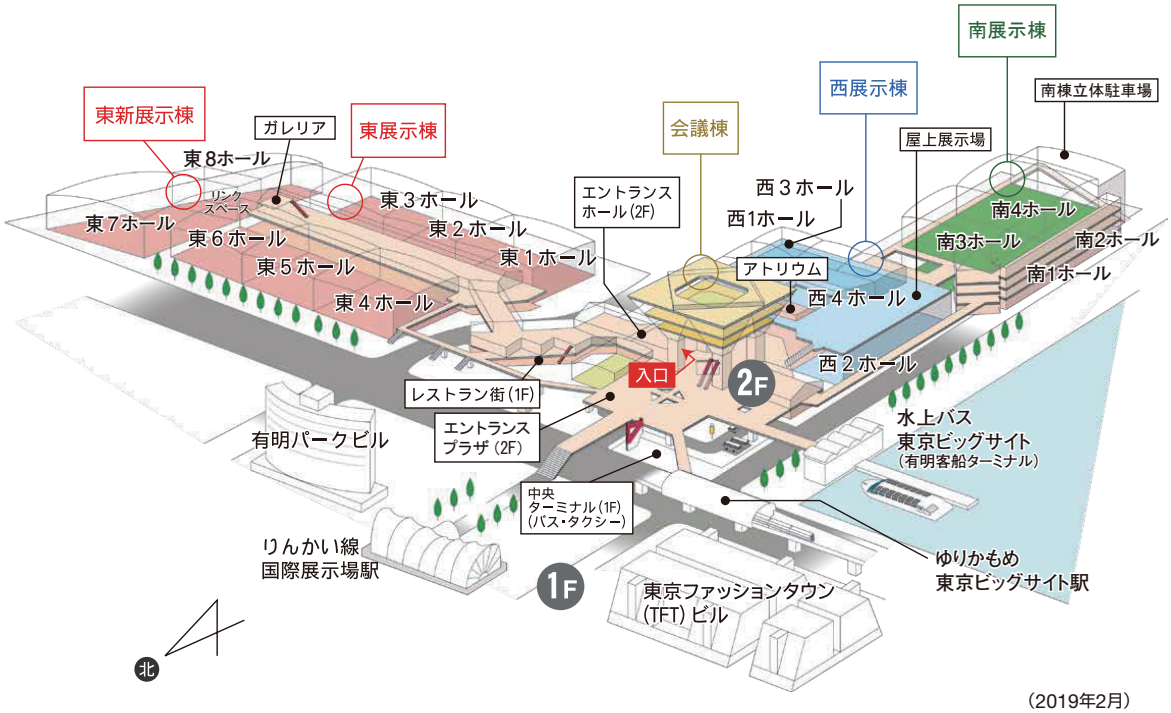
Japan Mobility Show

回数	西暦	会期			期間（日）	会場	入場料 税込(円)	会場内面積（㎡）	出展会社数（社）	出展車両数（台）	入場者数（人）
		元号	年	月　日							
1	2023	令和	5	10.26～11.05	11	東京	3000	118,540	475	361	1,112,000
2	2025	令和	7	10.30～11.09	11	東京	3000	92,850	522	315	1,010,000

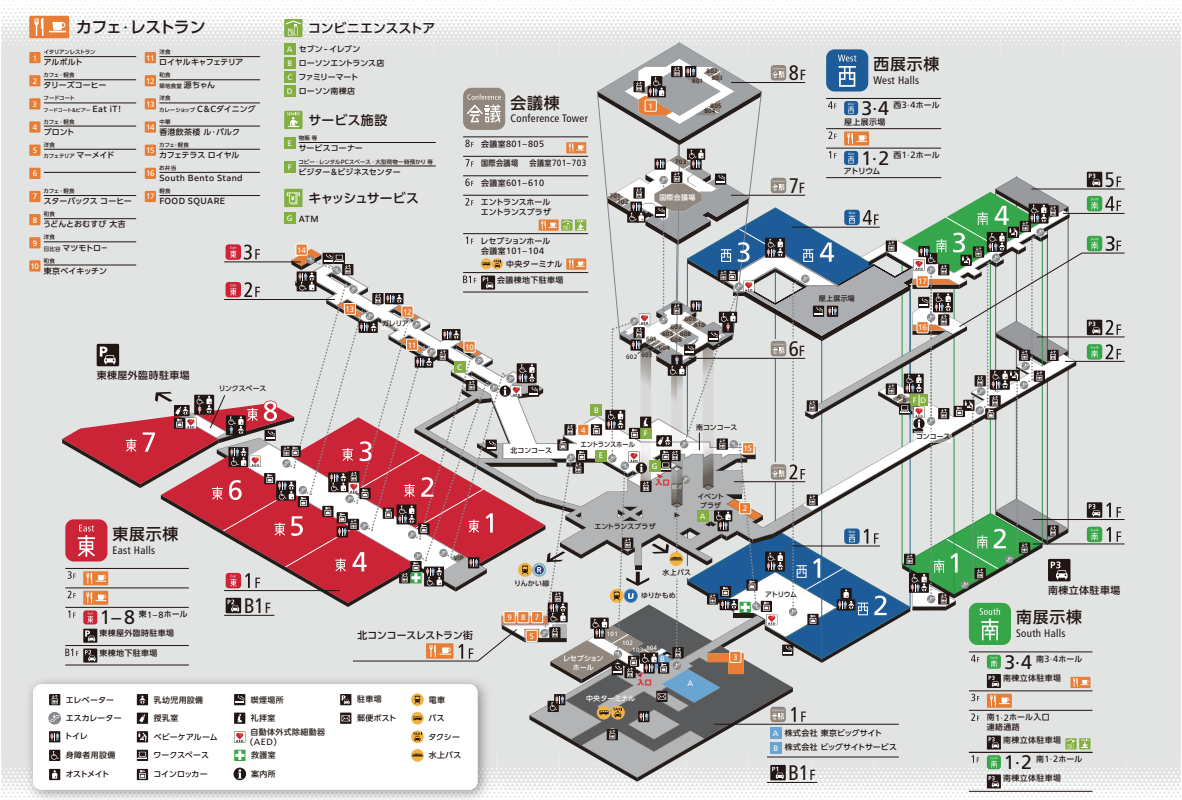
（注）1　出展車両数は4・3・2輪車の合計（部品、機械工具、関連商品などの出展点数は含まない。）
2　2011年の出展会社数にはSMC2011を含まない。
3　2009年以降の会場内面積は、屋内展示場面積を示す。
4　2019年は会場をMEGA WEBおよびシンボルプロムナード公園などまで拡大して開催。また、出展車両数の公式発表は無し。
5　Japan Mobility Showの出展会社数は、Tokyo Future Tourの参加者（企業・団体）を含む。

10−3　東京ビッグサイト館内案内

〈 東京ビッグサイト　館内立面図 〉



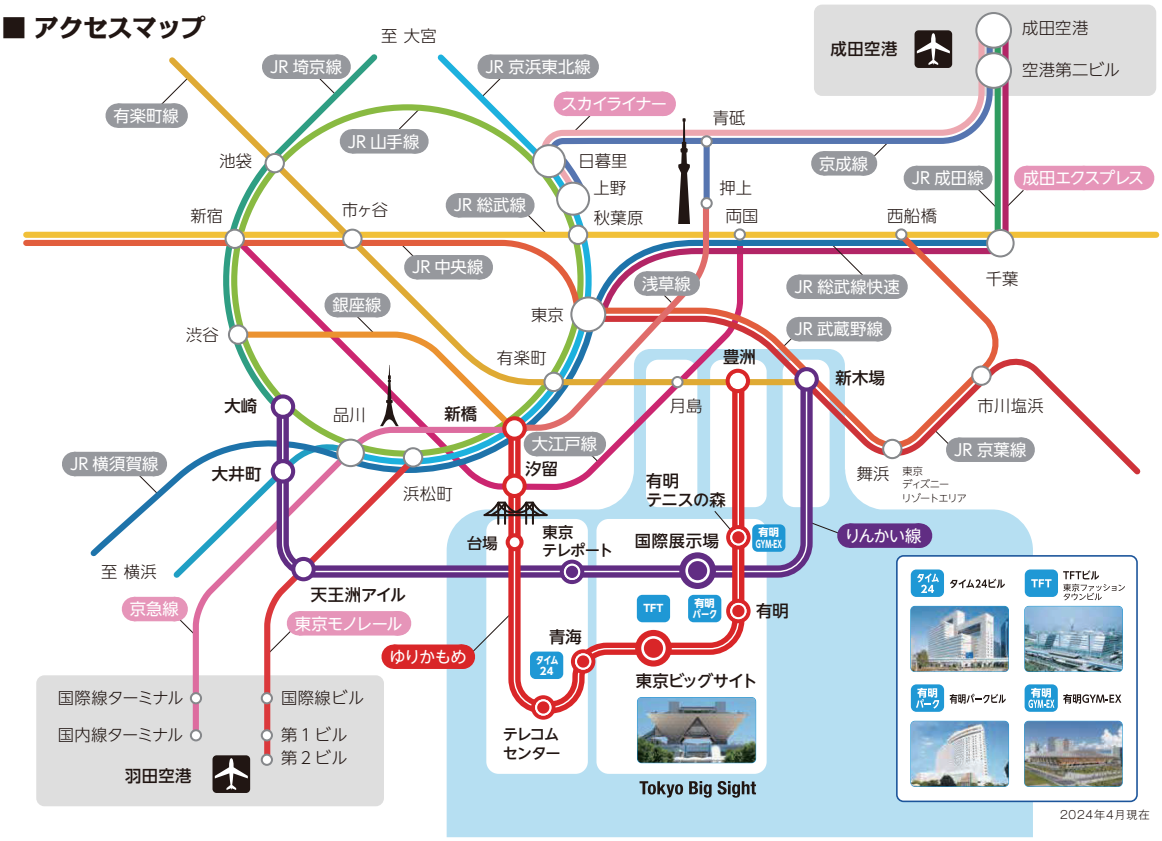
（2019年2月）



最新情報はWEBサイトにてご確認ください。（https://www.bigsight.jp/）

10–4　会場周辺マップ

■ アクセスマップ



2024年4月現在

りんかい線

新木場駅	約5分	国際展示場駅	下車徒歩約7分	東京ビッグサイト
大崎駅	約14分			

※大崎駅よりJR埼京線相互直通運転。国際展示場駅から渋谷（約20分）、新宿（約25分）、池袋（約31分）、大宮（約56分）、川越（約78分）の各駅を直接結びます。

ゆりかもめ

新橋駅	約23分	東京ビッグサイト駅	下車徒歩約3分	東京ビッグサイト
豊洲駅	約9分			

都営バス

東京駅八重洲口（東16系統、豊洲駅前経由）	約40分	東京ビッグサイト
東京駅丸の内南口（都05-2系統、勝どき駅前経由）	約40分	
門前仲町（門19系統、豊洲駅前経由）	約30分	

BRT

新橋駅	約17分	国際展示場駅	下車徒歩約7分	東京ビッグサイト

JRバス関東

東京駅	約30分	東京ビッグサイト	約6分	東京港フェリーターミナル

水上バス

日の出桟橋（浜松町駅から徒歩約7分）	約30分	東京ビッグサイト（有明客船ターミナル）

※不定期運行のため、最新の運行状況は東京都観光汽船HPにてご確認ください。

車 ※首都高速ご利用の場合

都心方面	高速11号台場線	台場出入口から 約5分
横浜・羽田方面	高速湾岸線	臨海副都心出入口から約5分
	高速10号晴海線	豊洲出入口から 約5分
千葉・葛西方面	高速湾岸線	有明出入口から 約5分
	高速10号晴海線	豊洲出入口から 約5分

最新情報はWEBサイトにてご確認ください。（https://www.bigsight.jp/）

主催：一般社団法人 日本自動車工業会

Organizer : jama Japan Automobile Manufacturers Association

OICA

2026.11.19